

參議院地方行政委員會會議錄第四十四號

出席者は左の通り。

委員

委員外議員

國務大臣

地方財政委員

地方自治庁
財政課長

委員會專門員

地方財政委員
会府県税課長

柴田 護君

本日の會議に付した事件

（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を開会いたします。本日は地方税法の改正案について本日は衆議院の修正に案つきまして地財委当局から意見を求めます。

○政府委員(坂田保雄) お手許に配付してございます地方財政委員会のこの地方税法の一部を改正する法律案に対しまする衆議院の修正案についての意見、これにつきまして御説明申上げます。

先ずこの全体に関するところでござい
ます。この修正案の主体は入場税
及び遊興飲食税の税率の引下げであり
ますが、これは相当額の地方税の減
収を来たすことになる見込でございま
す。ここに書いてございしますように本
年度一カ年分として百三十二億
円、仮にこれを本年度十月から実施す
るといたしますれば本年度中に五十
億ほど減収を来たすことになりま
す。で現在の地方財政は決してゆとり
があるというどころか、むしろ相当財
源に困つておるのであります。従いま
してこの大きな減収のあります修正案
をただそのまま実施するということは
不可能でございまして、やはりこれは
はつきりした財源の対策を考えてから
でなければならぬと思うのでござい
ます。ところがこの法案はその点がは

つきりしておりませす。又更に政府といたしましても必ずしも補正予算をどうするということもきまつておりませんのので、こういう点からただ勿論この修正案では施行の時期は政令にはなつておりますけれども、はつきりした財源見通しのない状態におきましてこのような修正をすることは如何かという考えを持つておるのでございませす。これが全体に対します意見でございます。

それから第二の入場税及び遊興飲食税に關する件でございますが、先ずこの入場税なり遊興飲食税の税率を引下げるとのこと、先ほど申し上げたように代り財源の問題がございするが一応これは別といたしまして、このように下げますことは他の税負担と考えて如何かと、つまりこのような間接税だけを特に下げる、勿論我々といったしましては入場税、遊興飲食税の現在の税率が非常に高いということは考えられますが、他の地方税中에서도直接税というものと均衡を考えた場合、こういうものを特に半減というような相当大巾な減税をするということは如何かという感じもするのであります。

次にこれは技術的な問題でございますが、遊興飲食税の修正の中で一つ大きな点は、ここにございますように純粹に茶菓又はこれに類するものに抵触するものは、飲食行為に對する飲食税について一人一回百円の免稅点を設ける、こういう修正になっております。我々といったしましても極めて大衆

五十円となりましても、とにかく規定の仕方を一人一回というようなものはなくて、一品の価格といたしましては、客観的に明瞭になりまして、従つて不当な脱税が起ることもない、このように考へるのであります。

につきましてはこれは必ずしも適当じやないのじやないか。こういたしますとなか／＼この判定というものはむずかしいわけであります。簡単に考えましても例えば二百円のを食べたとしても二人で食べたのだということに依拠がなつておればそれで免税になる。そこらところが非常に突際問題になつて来るとむずかしくなつて参りまして、徴税の側とこれを納めます遊興飲食業者との間に徒らに摩擦を起させる。ひいてはそのために脱税も生じて来る。こういうことからいたしましてこういう区別の仕方が適当じやないのじやないか。若しこれをやりますれば非常に大きな脱税を誘発するというようなことで、非常に大きな減収を来すのじやないかという感じがするのであります。従いまして若しこのようにしますのですしたら、ここにございますように一品の価格三十円程度以下のものについては免税する。こういたしますれば、一品のことでございますから、それ／＼の店に定価表或いは見本が出て定価がついているということがございまして、直ぐ一目瞭然にわかるわけでございます。仮にここに三十円とございしますが、まあ三十円が安過ぎればそれから三番目に電気、ガス税のことでございますが、これには相当多数の品目を非課税にするという修正規定が入つております。この非課税の規定を入れましたのは、実はこの制度創設當時はいわゆる価格統制が相当強く国の行政方針として行われておつた。単に最高価格の制限だけではなくて逆に国庫から補給金まで出して価格を引下げておつた。こういう場合におきまして重要産業であり、而もその電気の消費量というものがその原価について相当大きな影響を持つている、こういう品目については免税するほうが適当だということで、現行法にあるような二十幾種類という品目を掲げたわけでございます。ところが現在では相当そのときと事情が違つておりますので、仮に今新しく作るといたしますれば、そのような免税規定はむしろ設けられないほうが適当じやないかと考えるくらいなのであります。でありますから、現在この品目を追加することは適當でないと考えるのであります。が、仮に今非課税品目に上つているものとの均衡というような観点からこれを増加するといいたしました、修正案に出ておりますような非常に多くの品目に及ぶことは

適当じゃないのじやないか、何かそこにはつきりした線を引いたらいいのじやないかという様な観点から、我々としては一応原則の中に、電気の料金というものが一〇%以上、これはまあ超過料金という様なものでありますので、これを一応普通料金に換算いたしまして、超過料金はなしに普通料金だけの計算にしまして一〇%以上のものについて免税する、こういうふうな見地から線を引きますと、修正案に上つております品目のうちここにあるようにアルミナ、苛性ソーダ、硫酸、合成繊維等はこれは削除するほうが適当じやないかという考えを持つております。

それから四番目に事業税及び特別所得税の問題でございますが、一つはこのうちの湯屋業を特別所得税の第二種業務とする、現在事業税の第一種業務になつておりますが、これを第二種業務とする。それからもう一つは理髪業が特別所得税の第二種業務になつておりますのを第一種業務とする。それとそれから一段階ずつ税率を下げるわけでありまして、併し我々の見るところでは、湯屋業のように相当に大きな固定資産を使うという様なものを安い税率のほうに持つて来るということとは、他の労働だけを主体にするような小さな業態との均衡上面白くないのじやないか。又理髪業につきましても他の例えれば洗濯業という様なものとの間の均衡の上から考えましても、これを医師なみにするのはおかしいじやないか。仮にこうしますと弁護士とかその他いわゆる特別所得税の第二種業務、これとの均衡もおかしくなると思ひます。これは修正しないで原案のままのほうがいいのじやないかという感じがするのであります。

それから第五に民間放送事業を非課税にする。それから新聞業務のうち広告代理業、広告の下に点があるのであります。これは適当じやないというふうな考へております。

地方税につきましましては、広域的な見地からいたしまして事業税をとる以上は広域とるのが適当だ、止むを得ないものをだけ免税にするということになるわけでございますが、その際国税と比較いたしまして国税ですら免税してない、とつてゐるものに対して地方税だけを免税にするという理由はいささか不自然な考へております。逆にむしろ国税は免税にするけれども地方税はとつてもいい、これならばわかるのであります。国税をとつておいて地方税を免税にするというふうなことは、これは極めて面白くないのじやないか。今後地方の財政自主権の見地からも、こういうふうな国税はとるが地方税はとつちやいけないうような規定が多く出来ることは、これは面白くないのじやないかという感じがしております。

大体以上が地方税の修正案に對する我々の意見でございます。

○中田吉雄君 今秋田局長から衆議院の修正案に對する財政委員会の立場を御主張になりましたが、担当岡野大臣も自由党でおられるのであります。が、この修正案を計画されている際に、只今指摘されたような問題を御説明されて、その徹底に努められたりしたものでしょうか。なすがままに放任されて行つたのでしょうか。地方財政委員会

の立場を強く貫かせるためには、やはり形ができるまでに強く訴えられたほうがより効果的じやないかと思うのであります。その点は如何でしょうか。

○政府委員(秋田保君) この文書にもございまして、五月十五日付でございまして、衆議院で修正案が通りまして、前各党より御協議中の間にこの意見を出しまして、我々の意見を容れて頂くようにお願いしたわけでありまして、

○中田吉雄君 この声明書で意見書を出し放したたのですか。各党に行かれました地方財政の現状をつぶさに訴えられて出されたものでしょうか。或いはそういう点は事務局として行過ぎだという様な点から、国会の立場を尊重されて一応サセツションにとどめるという様な程度だつたのでしょうか。その間の状況を承りましたと思ひます。

○政府委員(秋田保君) この意見書に書いてありますことの理由等を敷衍いたしまして、よく関係のかたに御説明申し上げました。

○中田吉雄君 今回衆議院の修正に對しましてはたしかに委員長の指摘されたような問題もありませんが、併し他面シャープ勧告に基きまして地方税法ができました以来、問題になつたやうな、均衡という面においてはやや問題があるのではありませんが、解決している点もあると思つてあります。そういう点で財政上の欠陥の補填について万全の措置は講じていないのですが、他に有力な財源がないという様な点がございまして、地財委としても適當でないと思われながらも、大蔵省との平衡交付金その他の関係からできなん

だ問題も、百尺竿頭一歩を進めて新しく解決するといふようなきつかけを作るといふようなことは御理解にはなりませんか、その点を。

○政府委員(秋田保君) 先ほど御説明いたしました中に二、三我々が適當でないと思はれる節もありますがそれは別にいたしまして、全体といたしましてはまあこの方向に行くことは、全体の財源或いは税制というものをよく調和して行えば、このこと自体は適當であるといふふうに考へております。

○中田吉雄君 遊興飲食税なんです、私といたしましては芸者をつけたやつは百分の百とか遊興は百分の四十とかといふものは非常に高い。戦時中の禁止的な重税といふやうなことを業者の人も言つてゐるのであります。ところがそういう重税にもかかわらず、各地の温泉その他に行つて見ると、相当建築費のときにもかかわらずどんどん建つてゐるやうであります。そういうことと税金の関連は如何なる関係であるかと説んでおられるのでしうか。

実は私もこの点非常に税が高いと言ひながら、採算が合うためです。非常に住宅難の折にもかかわらず、庶民住宅なんかには資金が廻らず、ああいう方面には相当立派なものがどしどしできてゐる。その関係を我々としてもむしろ実際にとれないものを高い税金をかけて脱税が當然として、法に對する權威を失ふといふやうなことは困ると思つてゐる。併し実際はどしどし建つてゐる。最も復興と発展の早いのはこの部面であるといふ

ような関係で一つ、現行税率とそういう遊興飲食業者の建物の復興状況といふものと徴税の実体といふことについて何か調査されたやうなことがありましたら承りたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 全く我々もその点で非常に矛盾を感じてゐるのでございまして、先ず非常に遊興飲食税が洩れてゐるというところは、これは我々としても認めなければならぬと思ひます。大体見積の基礎にも半分はつかまえるものとしての見積しか立つておらんのであります。この点は誠に理論的には矛盾してゐるのであります。が、現実の問題といたしましては如何なるものでな遊興飲食税の見積自体が実績よりも高いといふやうな非難もあるわけでありまして、従ひまして我々としては合理的な何人も納得し得るやうな税率なり課税方法にして、その要る法律をつくり守つて全部捕捉する、

こういうふうに向つて進んで行きたいといふことは、これは全く我々としてしても同感なのであります。従ひまして若し仮に修正案のやうになりますれば、これによつて相当捕捉漏れといふやうなことは防げるのじやないかといふことを考へております。

○中田吉雄君 衆議院の修正通りとしたしましては昭和二十七年に地財委で立てられたやうな遊興飲食税の額は入らんのですか、実際どうなんです。これは案外ややそれに近い額が入るのじやないかと思つてゐる。如何なものでしょう。

○政府委員(秋田保君) 先ほど申しました一人一回百円の免税点を設ける、これがありましてはこれはもうどうし

ても減収になると思いますが、そうではなくてほかの部分の税率の分だけ、これは運用如何によつては大体税額は確保できるのではないか、こういう考えを持っております。

○中田吉雄君 実際例えは新しくかける遊興飲食税の実際かけかたはどうなんですか。なか／＼複雑なかけ方をしているように聞いたのですが、実際の例えは宿泊の分と酒と料理といろいろな分け方をしな／＼巧妙なことをやつているのではないかと思うのですが、その関係は実際どうなんですか。

○説明員(柴田護君) 遊興飲食税の賦課の方法は各県まち／＼でございます。ま／＼でございますが、大体おしなべてのやり方は、年度当初にあらかじめ前年の実績から推定をすればこのくらいとれるはずだということを一応示すわけであります。そうして示しておきまして大体三月乃至四月ごろに更正決定をいたします。更正決定をいたします場合にはあらかじめ実情調査をいたしましたり、或いは帳簿その他の資料を見まして売上を推定しまして更正するわけなんでありまして、その更正をいたします場合に捕捉漏れが出て来るのじやないかと思ひます。大体お前のところはこれだけ納めろというようなかけ方は現在ではまずと減つております。遊興飲食税が地方税に移管になりました当時は、そういうた割当課税的なことをやつておりましたが最近の実情は漸次そういう方向が減りまして、大体更正決定で以て帳簿等から売上総額を推定してそれで決定して行くという方向に行つております。ただそれも遊興飲食税移管いきさつ直後料飲ストツプ等の問題がありましてなか／＼

軌道に乗らなかつたというようないきさつもありまして、なか／＼うま／＼は行つておりませんが近年その賦課状況は向上しております。

○中田吉雄君 請負制度は今できないわけですか。

○説明員(柴田護君) 法律上はできません。

○中田吉雄君 実際請負制度をやつていゝ所があるのじやないかと思ひます。が如何でしょう。そうして又あの程度に使えば、或いは只今説明されたような徴税、而も実際の率は業者も予定してかけるというやうなことで、案外入るのじやないかと思はれる場合もあるのですが、その関係は地財委から割当てられたものをうまく徴税するという面で、請負制度のような立場はどんなものですか、徴収のパーセントから行くこと。

○説明員(柴田護君) 請負制度が効果を挙げた時代はたしかにあつたのであります。最近では請負制度であらうとそれがでな／＼と徴税といふものは非常に殖えております。従いまして請負制度をとりまして効果はさほど進まないと思ひます。原のやり方は最近では実際に実情調査をいたしまして、間接調査と申しますか、大口の会社、官庁等の領収書を調べましてそれから売上をつかんで行くという方向でつかんでおります。私たちもそういう方向で実際の売上額をつかむというふうな努力するように指導したいと思ひます。

○中田吉雄君 衆議院の修正案では大衆入場税、遊興飲食税半分にわけているのですが、政治力がそういうふうになつて参つたことの予定した総額に対する減り方はどう変りましようか。

○説明員(柴田護君) 衆議院からお手許に資料が配付されていゝと思ひますが、遊興飲食税の税率引下自体におきましてはそんなに減収を考へておりません、約六億程度の減収しか考へておりません。ところが非課税の範囲の拡張といふことによりまして、一人一回百円といふと何百円の料理を食へばしても領収書を分割することによりまして幾らでも脱税できるわけございましてなか／＼つかめな／＼、脱税を誘発することになりますので、この脱税の誘発を若干考へましてそこで相当とつておきまして平年度常時減収高は十五億の減と見ております。又一人一回百円の免税点を設けますことによりまして五十六億の減収を考へております。

○中田吉雄君 入場税はどうですか。

○説明員(柴田護君) 入場税はこれは税率を半減いたしまして、料金の増加を大体二割五分あるというように考へております。つまり半減いたしまして、税収の面からは半分までは落ちない、落ちたものの半分以下は料飲の業者で以て賄ふ、つまり總体的に二割五分しか減らないという勘定で、入場税は平年度その部分が五十二億、それから定率課税範囲と申しますのは純増並びに職業指導、こういうものの減によりまして、これを一億四千万、二〇％の課税にいたしましたために一億四千万、それから七十八億の課税の、税収の範囲を拡張いたしましたために、つまり職業的なものが行ふところの催し物についても、一定の場合免税にするといふふうなこともありまして、総額的には四億の減と考へております。總額的にはおきまして五十八億の減収を考へております。

○中田吉雄君 入場税を只今のように入税率を下げましても案外料金には影響しないじやないか、下げないじやないかという話があるが、どういふようになつてゐるのですか。

○説明員(柴田護君) それは業者の良心の問題にもよることでございますが、一昨年の入場税を一五〇％から一〇〇％に下げた場合、下げた当初におきましてはそれだけのものを料金から落しまして、そうして料金をまけて、つまり一五〇％のときの税込料金と、それから一〇〇％のときの税込料金の場合の入場料を同じようにするやうに持つて行つたのであります。それが三月ばかり続きまして、すぐ又元のところへ戻つたといふことがありまして、これは今度はそういうことは絶対にないといふやうなことを業者の人は私達のところへ見えて言つておりますが、税収の計算をいたします場合には参りませんので、税収の上におきましては料金が元へ戻るといふことは考えに入れておりません。ただそういうやうなことは都会地におきましては相当あるのじやないだろうか、田舎におきましては現在の料金は大体円滑に行つておりますので、むしろ税率が引下げただけ下げなければ興行というものは成立しない、但し東京等におきましては大体映画館等に入る人間といふものは、少々の値段の動きにかかわるやうな事態が起るのじやないかといふやうに考へております。

○中田吉雄君 遊興飲食税はかなり脱税があると思うのですが、入場税についてはあまりないのじやないかと思ひます。

○説明員(柴田護君) 脱税の方法はいろいろございまして、一番よく行われますのがやはり、入場券の用紙を公給することになつておりますが、この証券の公給が名目上だけ行われておつて、實際上監督が行われていないわけ、一連使いました入場券が三連も四連も使われるという方法が一番多いわけでありまして、衆議院の修正案ではその点につきましては証券公給を要しない場合を限つております。厳重な監督を加えるといふことになつておりますので、この点はよほど是正されるのじやないかと考へます。

○中田吉雄君 その証券公給とかそういうやうなことがやれるとしますと、それは都道府県の徴税吏との結託なんですか、その関係。

○説明員(柴田護君) 徴税吏員の結託はございせん。今までわかつておりますところは、私が聞いております事例では、多くはそういう脱税があつたといふことがわかつておりながらなか／＼摘発できない。それは多分にそういうたものに多く県議員等が間に立つております。非常に摘発がやりにくいといふ事例が多々あります。これにつきまして相当思い切つた手を打つて摘発した事例が最近相当各県に頻発しております。

○岡本愛祐君 中田さんから詳しくお聞きになつたのでありますが、先ず入場税の軽減、これは大体半減という趣意はこの委員会におきまして各会派からこれまで主張されたことでありま

して、それが總司令部の許可がなければならぬ、だから大體半減の原則は結構だと思ひます。併し税が非常に高いという、これを引下げなければならぬということ、それからもう一つ少しく我々が考えなければならぬことは、税のかけ方が例へば入場税において非常に公平であるということが必要であらうと思ひます。今度衆議院の修正案のごとくやつて果して公平であるかどうか、この点を我々は聞きしければならぬ。

そこで地方財政委員会の意見をお聞きするのでありますが、入場税から始めます。この純オペラ、純舞踊、一〇〇%の税から二〇%に大巾に引下げ、そして日本の純芸術的なものといふべき歌舞伎が一〇〇%から六〇%の引下げにとどまつてゐる。これはどういふことであるか、その間に公平を失ひやしないか、その点はどういふふうにお考えになつておられますか。先づそれから伺ひたいします。

○政府委員(萩田保君) この軽減税率の適用は恐らくこの純芸術的なものといふ要素が一つ、もう一つには興行的に成り立たないといふ要素が一つと、この二つの問題があるのではないかと思ひます。そういう意味におきまして歌舞伎は純舞踊とか純音楽といふものと同じように純芸術的なものであるといふことは考えられるのでありますが、ただその興行価値としてどうかという問題になりますと、相当高い料金で興行をいたしまして一月というよりな長期間興行し、而もその入場券に何割か何倍というプレミアムがつくといふようなことから考えますと、

その後の要素がないといふようなことからしてこの軽減税率の適用にしないという判断が衆議院で行われたんではないかと私は推測するわけでありま

す。○岡本愛祐君 なおお尋ねいたしますが、今までの純音楽等の他の興行と違つて税率を低くしてあるゆゑは芸術的なものであること、それから興行がどういふ税では成立しないといふこの二つ、今おつしやる通りであります、それに非常に限定してあります、今ここにちよつとはつきり言葉を

思い出せませんが、こういうものを研究発表する会に観賞のため入場する、何かこういふ文句であつたと思ひますが、これは皆これにかゝるわけであるか、純オペラといふものも研究発表といふものと云えるかどうか。これは西洋のものであつて例へばトラヴィアタとかアイダといふようなことでやはり研究発表といふことにかゝつて来ることに考えておられますか。

○政府委員(萩田保君) 今までございませう純音楽につきましても純音楽であるかどうかといふことはこれは割合に判断がつき易いが、あとの研究発表会に観賞のために入場する、この解釈は非常にむづかしいので、實際問題といたしましては大体そのいわゆる純音楽といふようなものはいわゆる興行的に行なつてゐるのではなくて研究発表である、従つてそれに対する入場者もそれを観賞するために入る、こういう扱いに實際問題としてなつて来る。従つてこれはどうしても興行的なものである。でありますから仮にこの純舞踊とか純オペラという中に歌舞伎は入りま

してもその後で外れて来ると、その外れるのが主体であるような原則であるような歌舞伎はこれに入れないほうが適當ではないかという感じがするわけでありま

す。○岡本愛祐君 それは大分はつきりして来たのであります、純音楽をさういふ差異で入れたのもさういふ意味であつたのであります。興行用に成り立たないといふことは即ち研究発表会といふようなものに近いからといふような立場をとつておつたのであります。そこでもう一点お尋ねいたします

が、東京における東踊といふような芸者の踊り温習会、又京都における都踊と言ひますかあゝいふものは純舞踊として芝居などでもやるようですが、研究発表する会に観賞のために入場をする者といふほうに當るかどうか。○政府委員(萩田保君) このいわゆる東踊とか、都踊とかいふようなもの、これは純舞踊といふ觀念には該當すると思ひます。併しそれがあゝいふ長期間而も相當高い入場料金をとつて而も相當消化してゐる、こういうような状況から見ますと研究発表会に観賞のために入場する、こちらのほうには該當しないのじやないといふように今のところは考へております。

○岡本愛祐君 この点をはつきりしておきたいのですが、歌舞伎のほうには五割である、芸者のその東踊は二割であるといふことになると割り切れなくなると。又芝居と同様のことが起きるのでその点をはつきりしておきたいと思つて質問したのであります。それからこの前申しましたこれはどうしてか雅楽が落ちてゐる、雅楽の場合には能楽と同じようなものであり能楽

の中に入るという解釈ができるかもしれないが、研究発表のため入場料をとるといふようなことは普通通しは、あつてせんけれども、どうしてか雅楽が落ちてゐる。それからこの前に参議院の文部委員会のほうから落語を入れたと云ふこと、これはたしか出ておりました。落語の研究をする会(笑)これを入れたいといふ当時の文部委員長の山本君の非常に熱心なる主張でありました、これはどういふふうにお考えになつておるか。落語の研究発表会へ観賞のため入場するのは……

○政府委員(萩田保君) どうも……、確かに研究発表といふことはあると思ひますが落語そのものはやはりこの純音楽、純舞踊といふものに該當しないのでむしろ入れないほうがつきりするのではないかという感じがいたします。○岡本愛祐君 この点は落語は非常に芸術だといふ主張があるのであります。てま問題として挙げておきます。

それから次にやはり入場税の問題で「又は学生、生徒若しくは当該競技をすることを業としないう者が行う運動競技の観覧のため競技場へ入場する者」と、これを「運動競技の観覧のため競技場へ入場する者又は学生若しくは生徒でアイス・スケート場を利用する者」といふふうに変えたのであります。これはスポーツは興行でも特別に扱ふといふ趣旨だらうと思ひますが、この当否。職業野球はいわゆる大衆的なものと言へると思ひますが、拳闘も入れれば相撲も入る、これは大衆的なものと言へるかもしれない、これでは恐らく競輪も入り競馬も入れといふことになつて来るのじやないかと思

う。そこまで来ると映画などの大衆娯楽等の間に正鵠が起つて来ると思ふ。その競輪や競馬も入りますか、どこまでそれをお考えになつておられますか、それから伺つておきたい。

○政府委員(萩田保君) 競輪、競馬は私はこれは入らないと思ひておりました。理由としては入らないと思ひておりました。運動競技として行なつておるのではなくて、やはり車券なり馬券なりを売るといふことが相當重要な要素なんであるから、さういふ意味におきまして純粋な運動競技、いわゆる本當の馬術の競走或いは自転車競走がおります、それとは別問題でございしますが、さうでない限りはいわゆる普通言われておりまする競馬、競輪はこれに該當しないと思ひております。

○岡本愛祐君 これもこの文句では非常にあいまいでありますのでそれもつきりしておいたほうがよからうと思ひます。車券なりさういふものを出して行方者はこの限りにあらずとしたほうがいいと思ひますが。それからその中にアイス・スケート場だけを入れたか、アイス・スケート場だけを入れて妙なことになると思ひますが。

○政府委員(萩田保君) これはいろいろこの遊覧場、娯楽場等一連のものだと思ひますが、その中でアイス・スケート場だけは特に健全なる娯楽、スポーツ的な娯楽とさういふ意味で軽減税率のほうになつたんだらうと私は考へております。○岡本愛祐君 これはやはりこの頃賃金もおりますし、賃金ポン場もありませんし、それを皆上げて頂ければあるじやないですか。又貸野球場もあ

るかも知れません。ただアイス・スケート場だけを挙げるというのはおかしいと思う。何かここにわたかまりがあります。ピンポン場は今確かにありますので、これは健全娯楽だと思えます。テニスなどは全般的に思えます。新しいと思うのでございます。ともかくこれは甚だでございまして、おかしなところがあります。

それから又「まあじゃん場、たまつき場その他」というのはこれはあの例のこの頃はやつておるパチンコ、こういうようなものが皆入るのではありませんか。これはいすれ地方財政委員会の規則でござるが、何故こういう七十六條の三項、それからこういう七十七條の二項というようものを附け加える必要があるのか、ちよつと私どもにはこれがよくわからないのですが、どういう意味でしょう。

○政府委員(萩田保君) 普通この入場税は入場券の発売というものがあつて、それで何割という税金がとれる、そこでつかまえるという建前になつておりますが、ここにあります麻雀とか、玉突場或いはパチンコ等につきましてはこれは入場券の発売というものがなく、課税の基礎をつかまえることがむずかしい、それでむしろ一台につけて幾らというような定額課税にしたほうが適當ではないかと、これは我々もいたしましてそのほうがいいのではないかとこのことを考へております。

○岡本愛祐君 七十七條の二項に加えたこの項で、あとのほうの「当該入場税の税額が入場料金は利用料金を課税標準として入場税を課する場合にお

ける納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならない。」ということがあるならば何もこんなことをしないで出て来るのではないですか、幾ら納めなければならぬという金か。

○政府委員(萩田保君) これはその税率を府県が條例で定めるときにどう定めるかという問題になりますので、その場合に大体その地方では玉突台一台については大体一月なら一月にどれだけの入場者があつてその使用料金が幾らになるかということとを大体平均に見て、それで以てその県下一円或いは場所、設備等により差等をつけるかも知れませんが、一応その均一の税金をとる、従ひましてこの均衡をとるというものは個々のものではなくて、税率を定める場合にそういう点から均衡をとつてきめる、こういうことであります。

○岡本愛祐君 その次に伺いますが、八十四條の第一項に加へられた三號の「指定席券のみによつて第一種又は第二種の場所へ入場させる場合」というのはどういふのでしょうか。

○政府委員(萩田保君) これは例えば歌舞伎座のように一々席に番号がついておりまして券にも番号がついておられます。こういうものに付しましては公給しませんが、もしつくりしてありますので除外ができる、こういうことであります。

○岡本愛祐君 よくわかりました。次に遊興飲食税について伺いたいと思ひます。それはこの前の委員会でも木君から質問があつたのですが、第百十四條の二の改正で「飲食及び宿泊並びにもつばら茶菓又はこれに類するもの

のを提供する」これはやはり一品とか何とか入れたほうがいいと思ふが、それから「一人一回につき百円」ということにきめることによつて五十何億も税が減るということは甚だどうも不可解であります。これは一品五十円とか何とか入れたほうがいいと思ひますが、仮に一品五十円というようにしたとしたならば、映画等の入場料も一回五十円以下の入場については課税しないということにしたほうがいいのじやないかと思ふ。飲食ばかりこういふ扱いをしないで大衆娯楽のほうにもこういふことにしたほうが効果があるのではないかと思ふがどうですか。

○政府委員(萩田保君) 確かにそこまで行きますとそのようなお考えが出て来ると思ひますが、ただしいて理窟をつけますればお茶などはうちでも飲め、それを特に外でも飲むからといつて税金がつく、映画等になりますとそれができない、こういうことから多少とも差があるのではないかと感ぜられます。いすれにいたしまして是非常にここらになつて来ると大衆娯楽といひますか、娯楽の程度まで行かないものにすれば税金がかかるということになりますので相当問題の点だと思ひます。

○岡本愛祐君 この点どうも私も割り切れないので、飲食のみ特別扱いしてある。殊にお茶などは自分のうちでも飲めるので外で飲むお茶などは少しくらいかけてもいい、映画はそれができないというのでは、それはやはり安い入場料のほうには入場税はかけないというように調子を合せて頂きたいというふうに考へるのであります。

○政府委員(萩田保君) この昨年でございまして地方財政委員会の意見といたしましてこのような国鉄、或いは専売公社等のいわゆる公社にはこれはすべて一般なみの税金をかけたほうがいいという考えを持つておりますが、それは今も要らないのでございまして、たださういふふうになりますと相当大きな問題になつて来るというので今回は元来の用に供する、例えば鉄道であれば貨物旅客の運送というそれによつても不可欠のもの、つまり固定資産税で申しますれば駐車場とかレールとかさういふものには一切かけない。併しさうではなくてそれが何れも鉄道本来の目的ではない、例えば旅館、鉄道のホテルさういふようなものからはとつてもいいのじやないか、或いは宿舎さういふようなものはとつてもいいのじやないか、こういうふうな考へで今度の改正ができた。これはその一段階、第一歩といたしまして我々としても賛成なんでありまして、そこでその均衡はとれておるかという御質問がございまして、我々もいたしましてはこれで一応均衡はとれておるのではないかとこの感じがしております。

○岡本愛祐君 国鉄のほうから言わせると鉱山、発電所のものまでとられるというところはほかの事業用のものと同一様であるから均衡を失するのではないということであつたが、これはどういふことですか。

○政府委員(萩田保君) 例へば鉱山或いは発電所の問題でございまして、国鉄は旅客貨物を運送すること、つまりこれは本来の用でございまして、それに必要な石炭なり、電気なりはこれは何も自分で生産する必要はない、むしろ大部分外から買つておるのであります。さういふ意味におきまして発電所なり鉱山なりはこれは国鉄本来の用に供していい、さういふ意味でこれは除外したほうが、さういふ意味で筋を引くのなら合致してゐるのではないかとこの感じがしております。

○岡本愛祐君 次に移りますが、「農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、且つ、使用する農業の用に供する倉庫に対しては固定資産税を課することができない」というのであります。この農業と共に林業は事業税の中に含まれないということになつておりました。林業のほうの倉庫はどうか、森林組合というものは森林法上の是非とも設けなければならぬ組合としてあるのでありましてそれとの均衡はどうなつておりますか。

○政府委員(萩田保君) この協同組合というふうな概念を擧げて行きますと確かにおつしやるようなことは皆同列になるわけではございませんが、最小限度特にこの農業倉庫につきましては、最後まで生産価格、配給等の統制の残りました主食の米という問題と直接の繋がりがありますので、これだけを特別に扱ひます。それ以外のことも必ずしも不適当ではないじやないか。更に進めて行けばそれは一般協同組合にも及ぶと思ひますが、最小限度という意味におきまして農業倉庫だけを特別扱ひにしようということも一つの考へ方だと考へております。

○岡本愛祐君 この農業協同組合の倉庫というのは、米だけではなくて麦もあれば、大豆とか何とかすべてあるでしょうが、統制がまだ続いているからという理由だけではなくて何かそこに政策的なものがはかに入つておられますかどうですか。

○政府委員(萩田保君) ちよつとその立法を修正された人のその点を、つきり聞いておられません、率直に申しまして初めは農業組合全体についてむしろ軽減税率を適用したい、こういう話であつたのでありますが、軽減税率というものはこれは新しい例で全然ないのでございますから好ましくなく、又今おつしやいましたような他の協同組合との不均衡も起るのでこれはいけないだろう、むしろ最小限度としても重要なと言いますか、今言いましたような意味で特別の地位にある農業倉庫というものを軽減したらいじやないかというようにお話を申上げましたものを、衆議院のほうでそれをおとりになつたわけでございます。

○中田吉雄君 その点お尋ねしたいのですが、ちよつと速記をとめて下さい。
○委員長(西郷吉之助君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め下さい。

○岡本愛祐君 次に電気ガス税について聞きたいのですが、電気ガス税はどいう方針でこいうものだけを取上げられたのか。当委員会に方々から陳情がありましてその中で今度取上げられたものはかにいふ／＼あるのでは

ありますが、例えば廃木パルプとかニツケルというのがある。そういうものは取上げられなかつたのはどういふわけであるか。又地方財政委員会の意見として先ほど承つたところでは、その電気ガスの消費が税金に占める割合の多いものだけは免税してもいいが、一般消費者以下のものは免税がおかしいというお話ですが、ところが衆議院の修正案の中には非常に低いものも入つておる。例えばビニロンとか何とか繊維とか、こいういふものを免税するならばやはり紙のための廃木パルプというものは当然とらなければならぬいじやないかと私も思いますが、そういう不均衡になつておはしないうか、さういふ点を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) 先ほど申上げましたように重要物資であつて而もこの電気消費量が生産費中の五％以下、先ほど一〇％以下と言ひましたのは間違ひでございますので取消させて頂きます、五％以下のものを選ぶとこいう方向で行けば一つの線が引けるのではないかと、こいう意見で我々は修正案に載りました五つですか、むしろ削除して頂くことを意見として出しておるわけでございます。その根拠につきましましてはお手許にお配りしたと思ひますが、各品目についての電気消費量が出ておりますので、これによりまして五％以下のものは削つて頂く。先ほどおつしやいましたニツケル等はこれほどにもなりませんので入れるべきでないという感じがしておるわけでございます。

○岡本愛祐君 この頂いた表を見れば金風ソーダそれから以下セメント、皆これは地方財政委員会でもいいというのでアルミナ、苛性ソーダそれからソーダ灰こいうものは適當だところこいうことになりませんか、それからビニロン、ポリアミド繊維こいうものですね、たくさんありますが。
○政府委員(萩田保君) さうでございます。

○岡本愛祐君 どうも併しその理論的根拠でも私は納得ができませんので、多く占めるものは全部免税してもいいと、少いパーセンテージのものはいいけないといふとおかしいと思ふ。こいうことになつて来るとおかしが、もう少し違つた標準で国策のためにどうしてもこいういふものは電気、ガス税を免税することが適當だといふことになければならぬ。例えば五・五のもの全部免税をしてよろしい、四・九のものは免税しない、電気、ガス税をとられるといふふうなものもおかしいと思ふ。納得できない。これはもつと私も研究したいと思ひます。

次に事業税の問題であります、先ほど御説明のあつたように広告代理業、これを是非入れてくれという説は余り適當じやないといふその適當でないという根拠を言つて頂きたい、どういふわけで適當でないか。

○政府委員(萩田保君) 特にこのような事業について地方税だけを免税するといふ必要が我々はないと考えておるわけでございます、それにこれが新聞の製作から発行、販売までに至る過程、これに対してそれ自体にかけるのではなくて、むしろそれをやつて利益の上つてゐるその利益を標準にしてかける税なのでありますから、これは免税にする理由はない。殊に国税

はちやんと法人税をとつておるのであります。国税ですらとるものを地方税だけ免税する理由はない。若し仮に大きな国策と申しますか、国の政策として非常にこいう事業を保護しなければならぬといふなら、まず先に法人税を免税すべきじやないか。その上で地方税は考へて然るべきものじやないか、こいう感じがしておるのであります。ただ現行法におきましてすでに新聞のうち製作、販売までが非課税になつておりますので、まあそれと広告取次業との均衡という問題があると思ひます。根本的にこいう考えを持つておられますので、今更これに免税規定を新しく追加する必要はないのじやないか、こいうふうな考へるのであります。

○岡本愛祐君 只今までに事業税を免税されておる事業であつて国税はかけられておるといふものはありませんか。

○政府委員(萩田保君) 先般の国会ではやはり修正でございましたが成立しました、今申しました新聞業、これだけでございます。むしろ逆に例えば重要物資と申しますかそれに対する免税の規定が法人等にあるのでございまして、それについては地方税にはそのような免税規定はないわけでございます。

○若木勝蔵君 入場税のところ、一つ伺いたいのですが、入場税のほうでは原案でもそれから衆議院の修正案といふような方面から見まして、いわゆる文化財保護法に基く無形の文化財、文楽とか或いは能楽といふふうな一部のものが入つて百分の二十に税率を下げておる。こいうふうになつておりますが、その国宝であるとか重要文

化財であるとかいう有形の文化財については省いてある。これについて伺いたいと思ひます。
○政府委員(萩田保君) 博物館とか美術館こいうようなものをこつしやるのですか。
○若木勝蔵君 そうです。
○政府委員(萩田保君) それは現在取つておりません。

○若木勝蔵君 取つておりませんか、これは非常に前から文部委員会の問題になつておつたんであります、さうですか。それでは私は間違つて憶えておる。それなら甚だ結構です。

それから次に、やはり入場税のほうで社会事業団体が入つておると聞いておるが、公民館はこいうふうになつておりますか。
○政府委員(萩田保君) 現在これは課税されております。

○若木勝蔵君 課税されておるのです。さうすると、この公民館の場合やはり社会事業団体のほうで免税になつておるのに公民館だけ免税にしないといふことについてどういふふうにお考えになつておりますか。
○政府委員(萩田保君) この社会事業団体が行く場合でも相当い／＼な制限がございまして、ここに書いてありますように公民館はまあむしろ建物そのものを主体としたものでございまして、その内容によりましてはい／＼あると思ひます。相当娯楽性の強い催しが行われるこいうような場合もあると思ひます。こいういふ意味合におきまして広く公民館全体にこの規定を適用するのは適當でないかと考えます。

○若木勝蔵君 そいういふふうな場合娯楽に亘るものもあるかも知れないけれど

ども、そうでない研究発表というようなものもありますから、そういう僅し物の種類によつてこれは措置を別にすることというようなことは考えておりませんか。

○政府委員(萩田保君) この七十八條にありますが、他の条件も入れますならば、公民館をこの中に入れますとも差支えないものだと考えます。

○若木勝蔵君 その次に伺いたいのは電気ガス税の非課税の種目でありまして、これに對しまして先ほどいろいろ御説明があつたやうであります、私文部委員をやつた時代から非常にそのやうなものについて向うでも問題になつたのであります、政府では學術の研究に對する電気ガス税の免稅といふやうなことが考へられておらないのか、この点を伺つておきたい。

○政府委員(萩田保君) この免稅は先ほど申し上げましたやうないきさつでできたのであります、むしろこれは私自身の考へかも知れませんが、電気そのものがまあその手段として使うのじやなくてむしろ原料だ、こういうやうなものに免稅したいと、こういうのが大体の出発だつたと思つてゐます。それが少し廣くなつて来たわけでございます。従いまして學術研究用に使う電氣に免稅いたしますれば、それは官公庁の使用、或いは医療上の使用と非常に欠くべからざる使途もあるものでございしますから、まあそういうものにまで及ばなければならぬ。ただ學術研究用だけを別扱いするというのはむしろ適当じやないかといふかといふ考へがするわけでございます。

○若木勝蔵君 これは教育研究或いは又學術研究というやうな方面は他の官

庁と同様に私は考へられたいと思ひます。特にまあ公益事業であるという關係が非常に強いじやないか。そしてこの予算上からみても非常にこれが研究費が足りないもので十分な研究がやられないといふのが実情なんです。それに更に電気ガス税といふやうなものがかつて来るということになれば、いよいよ研究費といふやうなものもあそこは半分と行かなくても相當の面がそういうふうな面に奪われてしまつて、實際においては研究の方面に廻らなくなる、これが実情です。そういうふうなものに對して一つの非課税にするところの、先ほどお話をあつたやうなつまり標準によつてこれを律してしまふといふことは私は不適当だと思ひます。そういうところに一つの特例を用ひる必要があると思ひがこれについて一つ伺ひたい。

○政府委員(萩田保君) 先ほど申し上げましたやうな理由によりまして、そういうものまで拾つて免稅の範圍を擴げて行くといふことはむしろ適當じやない。むしろそれならば一般に免稅規定をやめてしまつて、全体の税点でも下げるといふやうな方向に行つたほうが税制の問題としては適當じやないかと考へます。

○吉川末次郎君 民間放送事業をNHKと同じ非課税としてもらいたいといふことに對する熱心なる運動が我々にあるわけなんです、それはこの書類にありますやうに反對なんです。その反對の理由として言われたところは、結局國稅としての法人税その他のものが賦課されているにもかかわらず地方税をだけ免稅することはいけな

い。さつきのお話にもあつた通りです

が、そうするとその考へからすれば現在のやうに新聞の製作、販売についての免稅が行われているということもまあよくないことであるといふ見解をとつておられるわけですね。

○政府委員(萩田保君) まあ自由に意見を言わして頂きますればそれはそのやうに我々は考へます。

○吉川末次郎君 そうすると同時に又仮にあなたのほうの基本的な見解が、新聞に對する地方税の非課税といふことについてまあそういう見解を持つておられるとせられますならば、併し現行法律に行われているやうな、新聞は公益性的のものであるからして非課税であるとしてゐる原則の上に立たなくとも、まあそれを加味した見解の上に立つて同様に我々のところに來ている陳情として、これは石橋湛山外五名から、文化的な出版物に對する事業税の免除といふことで、その理由としては免稅と異なり現在は新聞に對しては免稅されているが出版に對しては課税していることは出版の文化的使命を阻害することになるから、特に文化的出版物に關する限り免稅措置をとられたいと、こういうまあ理由による請願でありますか陳情でありますか出てゐるの

でありますか、これはまあ相當に私は理由があるのじやないかと思ひます。がどうでしょう、それについてあなたの見解を一つこの委員会としても承つておきたいと思ひます、参考まで

○政府委員(萩田保君) 事業税をばなぞとるかといふ問題に結局なるのだと思ひますが、一つの事業が地方で仕事をしており、それによつて地方の行政の恩恵を受けてそしてその事業が成り

立つてゐるといふ以上は、これに對して應益的な見地から税を負担する、こ

ういう意味でできたものだと思ひます。その意味におきましては事業をい

やしくも行つてゐる限りその目的は何であらうともこれは別に斟酌すべきものではない。特に非常な國家的見地からこれの發展を助長すると、こ

ういふやうなものに對して免稅するといふことを仮に必要であると思へますならば、それはむしろ事業税の何倍かを納めておる法人税のほうを先に減税すべきだ、國家的見地から免稅するならば

先ずそれを行ふべきだ、その上で地方税を考へる、まあそういう意味におきましては地方税の免稅といふのはできるだけ少いのがいゝじやないか。こ

ういふやうな高率の税率は下げて合理的にする、併し税収入は飽くまでも確保する、こ

ういふ方向にまあ向つてゐるのだと思ひます。従いまして今御質問の中にありましたけれども、ちよつと受取りかねたのでございしますが、何か

バー、カフエが安くなつて旅館が高くなるというのはどういう意味なんです

すか……、まあいづれにいたしましても今まで非常に脱税をしておつたもの、或いは不正な業者をつかまえて、正直に納めておつた業者はこれは減税の恩恵を受けて、總体においては税収入に余り差は来たさな、こ

ういふところは狙ひがあるのじやないかと我々は推察しております。

○中田吉雄君 それから同じ提案理由の説明で第三に、從來会社等の寮やクラブで無税で行われていた遊興飲食ならびに客の持込みと稱して課税を免かれたもの

が、例えば労働組合なんかがいよいよつちう東京に駐在したしまして、實際を保持していれば一種のこれは家庭の延長です、そういうものに対して課税することが適当だと思われませんか。實際これは家庭の延長です。遊興というならいいのですが、實際は中央執行委員になりまたそういうような人々は、實際奥さんを連れて来るのができませんから合宿したしまして炊事人夫を雇つて實際食事をやつてゐる。そうすると、こういう機構で行くと全家庭に対して課税せざるを得ないというふうになつて、私は遊興に対しては課税してもいいのじやないかと思ふのですが、飲食に対して課税することは……これに対する御判断をお聞きしたい。

○政府委員(秋田保君) この修正案が「宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所において遊興し、又は飲食する場合」と書いてあるものであります、宿泊所としては取らない。

○中田吉雄君 いや、飲食です。

○政府委員(秋田保君) そうして而も最後のところが遊興飲食税を課することとがございまして、普通のあなたがおつしやいましたような常職的な飲食、これには何もかかない。むしろ料理店に行くのを脱税せんがためにこういう所で、まあ甚しきは芸者まで呼んで騒ぐというのに対して課税することが出来る道を開こうとして書いたものだと思います。

○中田吉雄君 それはそういうふうに「できる」としてありますが、やはり十は一からげになる虞れが遊興に対してはやはり……これはまあ提案者じやないのですから……。

それからも一つ、昭和二十五年にシャウブに關する報告に基きまして、現行地方税ができておいて、数回の改正をやりまして、ところがそれを實際やりまして一年経過いたしました際に、シャウブ報告は多くの長所を持ちながら事案になか／＼よく適合しないというところによつて地方財政が重大な危機にまゐり直してゐると思ふのであります。そういう問題に直面してゐる際に、この衆議院の修正案が来て、ところが御承知のようにシャウブの報告に基く地方税は一つの体系をなしてゐる。こういう改正をやつて行きますとシャウブの報告は殆ど崩れてしまふやうな大きなきつかけになつて、地方税の根本的な改正の一つの契機になるのじやないかというふうに考えますが、この点。

並びに私度あの昭和二十五年の際にシャウブの報告は長所もあるが日本の実情に適しない点が拘り定規に規定せられることによつて、もう年余を出でずしてこれは根本的に修正をせざるを得ない羽目になるということを言したはずであります、秋田局長その他はベスト・プランであつてこれを速かに通すことが地方財政の確立のために最善の案だという答弁をされて、多数を以て可決されている。ところが最近地方税の調査会ではこの問題を根本的に検討して、シャウブ・ラインを崩してしまふかも知れんというやうなことも言われておられますが、ああいうやうな説明をつけたらたの責任に対して内心忸怩たるものはないかと思ひますが、そういう点について一つ将来の地方制度の調査会で根本的に改正される意思があるかどうかという点も併せてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) まあ現在の地方税法が、私は別にやせ我慢でもなくこれは確かにいい制度だと考えております。殊に市町村税にもいやしくも所得税と財産税との二つを取つたのであります、非常に市町村の自治の根源と考えてゐる。さういふ限りでは非常にいい税制の上に立つたものであります。これはむしろ税の問題でなく府県自体の性格に相当割切れないものがあるために、まあこの税制と府県行政との結び付きが必ずしも適当でない。

それとも一つその後に於ける経済変動、財政事情の変化から財源増額の問題として、平衡交付金地方税というやうな関連からして、必ずしも今の税制では十分でないというやうな点があると思ひますが、まあ大体それも制度そのものはさう悪いものではないのではないかという考えをしております。

勿論今度の地方制度調査会におきましてこれは府県の性格等からすべて再検討されるのでありますから、そのときに税制も検討されましようが、まあ地方制度そのものを今のまゝとすれば、まあ今の地方税制をさう非常に体系的に根本的にこれを要えなければいけませんというやうなことは今でもないのでないかという考えをしております。

○委員長(西郷吉之助君) 午前はこの程度にいたしまして、午後一時四十分から続行いたします。これにて休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後二時三十四分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは只

今より午前中に引続きまして地方税法の一部を改正する法律案につきまして質疑を続行いたしますが、最初に文部委員長の梅原君より文部委員会におけるところの地方税法に対する御意見を承ります。

○委員外議員(梅原眞隆君) 只今地方行政委員会御審議中の地方税法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会といたしましてはここに差上げてありますやうな修正をお願いすることに全会一致を以て決定いたしましたのであります。何とぞよろしくこの実現方をお願いしたいと思ふのであります。プリントにして差上げましたので御覽頂き、修正の理由なり、これは印刷物で差上げてあるのであります、簡単に概要だけをここに申上げて見たいと思ひます。

修正の要點は大體三点あります、これは地方税法の第七十七條、第七十八條及び第四百八十九條に關しておるのであります。

第一のほうは、入場税の税率規定であります、第七十七條は衆議院修正送付案によりまして百分の五十という通常の入場税率を同條但書によつて純音楽等の研究発表の場合百分の二十に軽減してあります。そこでこれと全く同じ條件、性質を持つております純音楽の研究発表の公演や、文化財保護法によりまして重要文化財及び無形文化財等の公開の場合にもこの百分の二十という入場税の軽減措置を講じて頂きたいとお願ひしたのであります。

それから第二点といたしましては、公民館の催し物につきまして本送付案によりまして、百分の五十という一般入場税率が課せられることになつてお

ります。これは第七十八條が社会教育関係団体について入場税の課税免除を認めておられますのに対して、著しい不均衡があると存するのであります。そこで公民館の催し物にも社会教育関係団体と同様にこの入場税の課税免除措置を講じて頂きたいというお願いであります。

それから第三点は、電気ガス税は税率は第四百九十條によりまして百分の十となつておりますが、又第四百八十九條には広範にその非課税措置をいたす場合を列挙してあるのであります。ところが学校や研究所等において教育及び學術研究の用に供する電気ガスにつきましてはこの措置が除外されております。乏しい研究費の一五乃至二五%が電気ガスの費用に支出せられておるといふ現状でありますので、せめてそのうちの電気ガス税だけでも非課税になれば、教育及び研究に及ぼす好影響は甚だ大きいと思ふのであります。そうして而もこの税額は全電気ガス税額の一%に過ぎないのであります、まして、地方財政には殆んど影響はないかと推定しておるのであります。

以上三点につきまして、何とぞ御修正をお願いしたいというお願いであります。どうかよろしく御願ひ申し上げます。

○岡本愛祐君 文部委員長にお尋ねいたしますが、御要望の修正意見のうちで第一に書いてあります純音楽というのはどういうのを意味していらつしやるのでありますか。

○委員外議員(梅原眞隆君) 純音楽というのとは新劇です。旧演劇までは遠慮して書かなかつたのであります。これは相當に利益が上つて来る、こう見て

おるのであります。新劇は新しい総合芸術の上に立つて一つの新しい文化を生み出して行く母体であると我々は見ておるのであります。ところがこれは出してもなかつた入場者も少いし、つまり経済的に公開しても入つて来ないような状態であつて、今放送とかいろいろなことでも辛うじて持つておるような状態であります。それだから一つ新劇のほうをどういうことにして頂いて何ほどか舞踊とかそういうものと同時に一つお取計らい願いたい、こういうわけなんです。

○岡本愛祐君 私のお尋ねしておるのは、純演劇とはどういふものを意味しておるかというのであります。新劇だけでなくて歌舞伎とか何とかも。

○委員外議員(梅原眞隆君) それは入れておらないのです。

○岡本愛祐君 それは入れておられないのじやない、純演劇の中に入らざるを得ないじやありませんか。入れられないというのとは恐らくあなたのおつしやる意味は、そのほうにあるのでなくて、純演劇を研究発表する会場の鑑賞のために入場するものと、このあとの部面に旧演劇の研究発表をする会場の鑑賞のために入場するといふものではないと、そういう会は旧演劇にはないのだ、新演劇のそういう成立したくないものだけが研究発表する会場というところに鑑賞のために入場するといふようなことになつて、その取扱ひを要するものは新演劇だけだといふ御意味じやないかと思つておられます。

○委員外議員(梅原眞隆君) さうでございます。岡本委員の言われた通りであります。

○岡本愛祐君 そこで建前としては非常におかしいのであります。純演劇といふことになれば、旧劇も新劇も入ると、こうしなければそれは歌舞伎なんかにでは納まらないと思つて。だから一応はそれは入るけれども、若し歌舞伎でも建前として研究会みたいなものを作りまして、そうして鑑賞のためにはやるというならば当然それは入ります。併しそれは殆んど実際問題として起らないだろうと、こういうふうには御答弁になるなら私は納得ができるけれども……。

○委員外議員(梅原眞隆君) 今の通りであります。今やはり岡本委員の言われた通りであります。

○岡本愛祐君 それからもう一つお尋ねしますが、やはり入場税の問題で主として文化財保護法の規定によつて云々といふありますが、これは博物館なんかはたしか入場料は取つてない、博物館とか何とか言わないで、そのほかのものを意味しておられるのだと思つて、これはどういふのですか。

○委員外議員(梅原眞隆君) これは今おつしやる通り博物館以外であるのであります。

○岡本愛祐君 こういうものは入場料を取つてたくさんあるのですか。

○委員外議員(梅原眞隆君) ちよつと今のおつしやる意味はどういふのですか。

○岡本愛祐君 こういう場所が、入場料を取つてこういうことをやつておるところが実際問題としてたくさんあるかといふことです。

○委員外議員(梅原眞隆君) これはあるのであります。今岡本委員の言われたさういふような催しがたくさんある

のであります。今岡本委員の言われた、主としていふようなことを書いてあるのは、つまりごまかしにならんような意味でこれは書いてあるのではありません。実は文化財になるものを一つか二つ入れて税を何してもらおうといふようなことをされては困るから、大体さういふものを主体としておるが、ほかのものは一つ二つ入つておつたからといつてはねられて困るけれども、又文化財を一つ、二つ入れて税をのがれるといふのは困るというので、主としていふ字を入れてあるのであります。

○岡本愛祐君 わかりました。

○委員外議員(梅原眞隆君) どうかよろしく願ひます。

○委員外議員(西郷吉之助君) なおお諮りいたしますが、須藤君より委員外発言の求めが先日來てございますので、許したいと思ひます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員外議員(西郷吉之助君) 須藤君。

○委員外議員(須藤五郎君) 発言を許されまして委員長初め委員の皆さんにお礼を申し上げたいと思ひます。

私が今日発言を求めましたのは、質問というよりも、むしろ私が音楽家であるという立場から、各劇団及び音楽家たちを代表いたしまして皆さんにお願いしたいというのが主な目的であります。

今度地方税の變更によりまして入場税が軽減されるといふことを伺ひまして、これは私たち年来の主張でありまして、その点からも大賛成をしておるわけでありまして、又業者初め芸術家の立場からでもこれは非常に嬉しいこと

だと存じます。皆喜んでおるわけでありまして、ここに一つ問題があることは、いつから税が下げられるかという期日の明示がないということが今非常に問題になつておるわけなんです。一昨晩も私は帝劇へスペインの踊りを見に参つたのですが、そこで踊りをやるバレーをやる人たちにも会い、音楽家にも会い、日本舞踊のかたにもお会いしたのですが、皆その点を訴えるわけなんです。今度これまでの税が半減になつたといふことは非常にいい、併しいつから下げられるという期日が明示がないために自分たちは秋のシーズン計画ができないのだ、これを非常に問題にしているわけなんです。それから折角こういう文化性のある法案を御提出になられておりながら、その期日の明示がないといふこと、もう一つは入場税を軽減すると同時に、遊興飲食税もこれと同じような扱ひをされるという点に皆が不審の点を持てつておるわけなんです。共産党といつても遊興飲食税を上げるとは決して申しません。私は極端に申しますならば、芸者の花代でも上げるといふようなことは言いません。我々人民のあらゆる負担が下ることは結構なことだと思ひますから、その点反対はしないのであります。音楽会や演劇の入場税と遊興飲食税と同じように見られたいという点に文化人は一様に皆不満を持つておるわけなんです。それと同時に入場税だけならば期日を明示することとができる。大体入場税の大きな面を、入場税といふものは大都市におきましては余り都市の税から申しますと余り大きな割合を占めていないと思つてです。ですから入場税だけならば今年

の秋、十月になら十月、九月なら九月という期日を切つてその日から実施することができたらうと思つてのではありませんが、遊興飲食税までもこの中へ含んで来ることによつてその税の上に非常に大きな影響を與えるために、結局期日を明示することのできるものすらもできなくなつておるのじやないだろうか。この二点に關しまして皆非常に喜びながら又その半面不満があるわけなんです。ここに私は今度の税改革の問題点があるのではないだろうか。それで私はこの点をなぜさういふうな扱ひをしなくちやならんか。二つに分けて、入場税と遊興飲食税と二つに分けてこれを審議して頂けないだろうか。参議院においてさういふうに修正をお願いできないだろうか。少くも入場税に關しましては時期を明示して頂けないだろうか。それでないといふ今年の秋のシーズンの計画が、実業者も又芸術家たちも計画が立たないといふこの二点をお願いしたいと思つてです。

それからなおもう一点は、これまで音楽会は研究発表といふことで四割の税だつたと思つておるが、これが地域的に要な扱いを受けておる点があるのです。聞きますと青森県と宮崎県では研究発表といふ建前を認めず、やはり音楽会でも十割の税をこれまでかけていた。そのために非常に演奏家たちが困つたといふことを聞いておりますので、今回こういう變更によりましてはどうぞ全国一律にして頂いて、さういふ地方的な取扱ひの變更のないように一つお考えをお願いしたい。この三点を一つお願いしたく、お伺ひするわけでありませう。

○委員長(西郷吉之助君) この点御質疑でございますか。それではどうも。

○岡本愛祐君 只今須藤君から御発言ですが、私の知っておる範囲においてお答えをしたいと思います。それは先ほどお話のうちに入場税だけだと減率が少いじゃないかというお話ですが、この衆議院の修正によつての入場税の減税は五十八億くらいになるのです。相当のものになるのです。遊興飲食税のほうは七十億くらいのものだと思います。まあ今年十月からとすれば四月から九月までの分は引くことになり、相当大きいので財源措置が実は衆議院として来なかつた。今五十何億の半分としても財源措置をしなければならん問題が起つて来る。

それから青森県で神音楽の研究発表をも研究発表以外の興行と同様に取扱つたという点はすぐ修正したと思ひます。これはそういう話がありまして地方財政委員会のほうからそういうことではいかんという通牒が行つたように思つております。だから若しそういう実例があれば、地方財政委員会のほう又はこの委員会のほうへおつしやつて頂いて、そういうことがないようになさるはさうであります。

○委員外議員(須藤五郎君) 皆さんよく御存じの如く、今実際演劇も映画も音楽会も殆んど税と会場費に食われてしまつておるのであります。オペラであつた場合はオペラ歌いというものは大体日本の藤原君の団体でも出演者は殆んど給料を取つてないのです。それが税のために全部給料を食われてしまつて、みんなにかく仕事をやりたいためにやつておるのであつて、それが余り生活の収入にはなつて

いないような現状です。音楽会でもみんなその通りです。みんな会場費と税金に食われてしまつておるようなこと、働く人たちが安い金で音楽会を聞きたいと思つても、結局音楽会が高いことになつてしまつて、聞くことができないような状態でありまして、どうぞ日本文化のためにこの点から一つ皆さんの御考慮をお願いしまして、いい文化が生れるように一つ財政的な面からも御援助をお取計らいをできるだけお願いしたいと思ひます。どうも有難うございました。

○委員長(西郷吉之助君) 次に国鉄總裁長崎啓之助君。

○説明員(長崎啓之助君) 丁度いい機会をお與へ下さいますして誠に有難うございます。

今度の地方税法改正に伴ひまして国有鉄道にも固定資産税がかかるというお話でございますが、それに対する私の考へ方なり所感なりを申述べて御審議の御参考に供したいと思ひます。

御承知のように日本国有鉄道は国有鉄道法で国と同様な取扱ひをされております。全部の出資が國家でございます。従ひまして成るほど企業としてしまつて能率のいい運営をするという建前にはなつておりますが、御承知のように収入の根拠である運賃は運賃法で定まっております。又それを運営いたします経費につきましてもは國本の御審議を受けてというふうな工合でございます。國の特別会計でやつております事業と殆んどその形態実質を異にいたしておりません。且つ御承知のように私どもは新しい線、地方開発のための新しい線、或いは地方の産業の興隆を図るための改良の工事というふうな

のを、たとえそれが採算上非常に困難な場合におきましてもこれを建設しなかつたらなという義務を負わされております。そうしてその資金はやはり企業としての運営によつて出て参ります収益の中から利息を払わなければならぬということにも相成つておる。決して無利息で政府の資金を使つて新線の建設をやつておるわけではございません。又能率のいい運営をし改良を図るといふ面におきましても、これはやはり資金を自力で生み出すか、或いは借入金によつて賄ふなければならぬ、こういうことになつておる。仮に非常に収益を挙げましてもこれは私はそういう改良の資金に使うものであろうと考へております。然るに実際の国鉄の財政情勢はどんなものであるかと申しますと、御承知のように戦争中約五カ年に亘り、又戦後約五カ年の間というものは殆んど資材もなし又物資も非常に欠乏しておりました結果、施設の規格を相当落してございまして、当時私はやはり国鉄にお厄介になつておりましたが、その記憶によりまして、今後十年くらいにはどう持つて行けうというふうな工合で、極力規格を落して施設をいたしてございまして、その結果といたしまして今日ではその取換をしなくちゃならぬという時期になつております。殊に今年には鉄道が明治五十年に達しましてから八十年になります。その間の古い時代に達しましたトンネルのようなもの、或いは鉄橋といふようなものは皆さん恐らく半永久的なものとして御承知になつておると思ひますが、ややその中には疲れて参りました

て壽命の参つたものもあります。そういうふうな次第でありまして、急速に取換を要するといふものが溜りに溜りまして、今では約二千億でございます。これを五カ年間に仮に今後やるといたしましても、毎年四百億という改良取換の費用を要するのであります。殊にこれは御注目をお願いしたいのであります。昭和十一年頃には比ますと今日は旅客は三倍でございます。貨物は約二倍半を越しております。そういう情勢でありまして、然らばそれに対する施設、車であるとか機関車であるとかいふものはどれくらい殖えておるか申しますと、その割合の三分の一にも足らないような殖え方でございます。そのような次第でございます。私どもも四百億の改良費以外にまだ増強をして皆さんの御満足を得なくちゃならぬのでございまして、御了承のようになりローカル線などに参りますと殆んどまあ何と申していいかわけのわからん事を動かしておるというふうな情勢でございます。予算でよく御了承と存じますが、今年あたりはよくまあ三百億くらいの取換費が生じられておりますけれども、それにしてもまだ百億も足りないというふうな情勢でございます。従ひまして公共事業等において施行されます都市計画、それに伴つての我々の分担金というふうなものも払えないというふうな、誠に税を取られるどころか、逆に地方では税以外に税以前に差上げなければならぬ分担金というふうなものさもあるに任せなというふうな情勢でございます。なおもう少し細かいことも申上げて見たいと思ひますが、そういうふうなわけで實際の問題からいたしまして

も理窟の上から申しましても何だか税を取られるということがちよつと腑に落ちないというふうな考へております。殊に我々の方の従業員のなんぞはそういう皆物のわかつた者ばかりおるわけではございませんので、中にはどうも遊興税の上の税を取られるのかというふうなことを申す者もございまして、誠に困つておるわけでございますが、これらの点も十分御考慮の上一つ御審議願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) これに對して御質疑はございせんか。それでは更に通産省を呼んでおられますが通産省はまだ来ておりませんから、午前に引續きまして御質疑を願ひたいと思ひます。

○石村幸作君 先ほど来各委員からいろいろ質問がありお答えがあつたのですが、私概念的にちよつとお伺ひしたい。それは地財委のほうの御答弁中、今回の衆議院の修正の結果、地方の財政の面について衆議院の野村小委員長がこゝへ来ての説明では、この修正案は減税案であるというふうな説明された。ところが先ほどの地財委員のほうの御答弁によると、減税しても事実は地方税の収入はさう減らない、減額でない、こういうふうな總括的の御答弁でありましたが、もう一度お伺ひしたい。

○政府委員(森田保君) この税率の落ちました分につきましては大体減税になります。併し例えば入場税におきましてはそれだけ顧客は殖えるだろう、税金が安くなつただけ殖えるだろう。従つて税としては税率の下つただけ減収にはならぬだろう、こういうことを申したのであります。

それから遊興飲食税につきましては、現在の段階においては相当脱税が多い。従つてこれを合理的にすることによつて今まで正當に納めておつた人はこれは減税になるけれども、今まで脱税しておつた人については捕提を強化するといふ修正も伴つておるようでありますから、この面において減収はそれほど来さないようになるだろう、こういうふうに申上げたわけでございます。

○石村幸作君　そこでこの特別徴収義務者が代つて納めておるわけなんです、これで少しはつきりしたいことは、徴収の義務は業者を負わされておる。併し実際においては直接徴収に當つては何ら権限も與えられていない。つまり権限、強制力というものを持つていない。そうすると客から、納税者である客に対してお願いして、希つて税金を納めてもらうような恰好なんです。そこに業者が徴収及び納税に対して非常に苦心がある。従つてさつきお話を脱税があるとか何とかいうような云々のことが出て来るのであります、これはどういふふうにお思ひになりますか。

もう一つ、従つてつまり税金を支払わない納税者である客に対して何らの規定がないわけなんです。義務者のみに義務は負わされておる。そこに不合理な点が事実あるのじやないかと思ひます、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(秋田保君)　こういう間接税につきましては、例えば酒の税金であるとか物品税みたいな、いわゆる地方税法の特別徴収義務者に當るものを、それを納税義務者にして

おいても、そういう立法も考えられるわけでありまして、古くから地方税はつきり納税義務者と特別徴収義務者と分けてあります。その場合特別徴収義務者が納税義務者に対する関係におきましては、お説のようにこれは直接のいわゆる強制公権的な権利はありませぬけれども、これはやはり税込料金で代金の問題と一括しての問題になると思ひます。法律といたしましては特別徴収義務者に対して義務を與えると共に、若し払わない者があればそれに對しては求償権を認めておるわけでありまして、これによつて特別徴収義務者の義務を遂行する一つの裏打を求償権という恰好で考へておるわけでありまして。

○石村幸作君　今御説明がありました、現在、これは先ほどもいろいろ質疑応答があつたのですが、徴収の方法として今私が質問してあなたが答へになつたように、非常に疑義というところ、こゝで事実においては都道府県と業者とは先ほども請負といふような言葉があつて、これがいいとか……法的にはよくないけれども事実やつておる。併し今だにそれが減つて来て実情に徴して調査して徴収しておるといううな御答弁がありましたが、併し私の見るところでは、全国を通じて殆んど都道府県がこの請負といふ言葉には當らないかも知れない、いわゆる協定してそうして都道府県の欲する予算というか、予算額を確保するために協定して実績を挙げつづける。先ほどのお話ではそれは余りよくないから今後実績においてこれを徴収するといふような御意見であつたが、どうお考え

になりますか。

○政府委員(秋田保君)　やはりこれは税率そのものを合理的に、何人も納得できるような税率に是正し、徴収方法も現実の販賣高に應じて取る。いわゆる請負とか協定とかいふことはできるだけなくして行くといふ方向に向つて行くように我々も指導しております。

○石村幸作君　そういう御意見があるのは原則としては妥當な御意見で、これはわかり切つておるのですが、そこで最近福岡県等の状況を見ますと、その実績に従つて徴収するといふのが余りに度が過ぎたためか、非常に業者と県庁との間に摩擦を起して、そうして徴収者といふものを返上するといふようなことを言つていろ／＼やつていた。併しその第一歩として今現実にわれわれがかつておるのですが、もうこれは当局のほうも聞き及びかも知れないけれども、納税者即ち消費者、お客に直接納税させるというので納税箱を作つて、それに、直接箱へ納税させるといううな方法をとり始めた。これがいよいよ悪い別問題だけれども、そういうふうには、摩擦の結果そういうふうな結果になつた。六月一日からそういうことを実施してあるといううな報告も聞いているのですが、これもこれまでであるのはあなたのさつきおつしやつた実績において調査して事実のありのまま税金を取る。それが余り行き過ぎるとさういふ結果になるのじやないか。そこまで来た状況を調べて見ますと、県の税務課の吏員が殆んど離れにに至るまで飯屋、飲屋、料理屋、さういふふうなところの裏表にみんな張込みをして、そうしてお客の出て来るの

は一人々々つかまえて領収書を調べ、中へすぐ踏み込む、裏に待つてその店がしまつたとごみ箱ですか、それをあけてビールの冠を勘定してそれと帳簿とを調べる、そういうふうなことを軒並みにやつておるといふ、そこまで行つた結果でしょう。つまり業者のほうとしてもいふゆるさつきあなたがおつしやつた税込だといふと、つまり営業としてやり切れないといふのでそんなことになつたんでしようけれども、非常にこれは面白くない傾向と思ふのですが、それでもやはり協定より、つまり県の予算の税収入を確保する、それができてやはり方法としてさういふふうな法的に実績でやらなければいかにと、さういふところまでお思ひになりますか。

○政府委員(秋田保君)　福岡の事例は新聞で承知しまして、今我々のほうとしましては県庁のほうに聞いております。実情を調べておりますので、この問題につきましてはいずれ又いたしまして、一般的に申しましていふゆる協定といふようなことについての我々の考へでございまして、あくまでやはり建前といたしましては、これは納税特別徴収義務者のほうから進んで申告納税をしてもらうのでありますから、初めの申告さえ正しければ、何もこれを更正とか何かするわけはないのでありますから、この面におきまして十分協力は求めたい、それが適當であると考えております。仮にそれが非常に悪い場合にこれをどうして調べるかといふことにつきまして、これ又十分納税義務者との納得の行く方法で調べべきである。いろ／＼具体的方法をお述べになりましたが、さういふことを

は一人々々つかまえて領収書を調べ、中へすぐ踏み込む、裏に待つてその店がしまつたとごみ箱ですか、それをあけてビールの冠を勘定してそれと帳簿とを調べる、そういうふうなことを軒並みにやつておるといふ、そこまで行つた結果でしょう。つまり業者のほうとしてもいふゆるさつきあなたがおつしやつた税込だといふと、つまり営業としてやり切れないといふのでそんなことになつたんでしようけれども、非常にこれは面白くない傾向と思ふのですが、それでもやはり協定より、つまり県の予算の税収入を確保する、それができてやはり方法としてさういふふうな法的に実績でやらなければいかにと、さういふところまでお思ひになりますか。

やつておるかどうか知りませんが、さういふことは恐らく円滑な運営がでないで最後の手段であらうと思ひます。

それからなお、お言葉の中に税の予算額さえ取れば、それを割り付ければそれでいいのじやないかというお話でございまして、この問題につきましては税法と予算との関係でございまして、飽くまで税としましてはこれは税法通り、つまり地方で申しますれば地方税法なり條例に基いた通り実行するのであります、その結果が幾らになるかといふことは又別に予算の問題でございまして、従いまして予算額だけ取ればそれでいいという問題にはならないのでございまして、飽くまでやはり税法なり條例に定めたものだけは取る、その上予算と非常に食い違ひがあれば、それは予算を追加更正するといふ問題になるので、これは切り離して考へたいという立場をとつております。

○石村幸作君　今の私の言つたのは、予算だけ取ればいいのじやないかという意味ではないのであります、つまり県は予算内も取れないといふのでいろ／＼心配しておるのです。併し協定をして行けば、つまり徴税費もさうかからず円満に納得さうで徴税がでけると、それは適当と先ほど私が申し上げた遊興税といふものは客から取りにくい、つまり間接税であるからそこに徴収義務者の中へ通じて取るから思ふように取りにくいわけなんです。それは税率が高いからとかいろ／＼な理論があるのですけれども、私はただ今までの方法で最初は遊興飲食税、入場税は別ですが、主として遊興飲食税は初めは

実績でいろいろ各県ともやつておつたが、どうもそれではうまく行かない、摩擦が起る。そこで各県でいろいろ便宜上やつておる。併しこれは先ほどあなたのおつしやつた通り、申告をしてそうしてやつておるのですが、そこであと申告をした結果が県の納税が行かない場合には、これはいろいろ修正したり更正したりしてやつておるので、すけれども、その方法がどつちがいいかわからないけれども、私はまあ徴税が円滑に行けばいいのじゃないかと、こういうふうな思つて言つたわけですが、それに基づいて今度の修正案には第百二十四條で、所得税、法人税の所得の基礎となつた売上金額から逆算して課税標準額及び納税額を更正するとか又は決定しなければならぬとか、こういうふうな非常に強力な何が入つておるのですが、徴収の面からこれは結構と思つておるが、現行法の百二十四條にもいろいろなこれに対して規定は一応載つておるのであります。その上こういうふうな逆算的なことをやることはどうかと思つておるが、これに対して御意見どうなんでしょうか。

○政府委員(秋田保君) これはまあすでに平衡交付金の問題でたび／＼こちらでいろいろ御協力頂きましたが、常に問題になりますのが遊興飲食税と地方税の徴収が十分行つてないのじやないか、国税ですら取れておるものを地方税が取れないじやないか、税金をえ取れば平衡交付金を殖やす必要はないじやないか、こういう意見が非常にあるわけでありまして、これに應ずるために、又勿論地方税自体としても法律通りの課税ということに十分によつて行くために最後に申告納税されたもの

のにつきてまして、最後にこれを更正決定調査いたします場合に、一つのよりどころをいたしましてやはり国の税務署の調べました所得税、これの基礎になつた売上額というものの一つこれはやはり国税、地方税を通じてバランスをとつて行く上においては適當ではないか、こういうことからしまして徴税を強化する一つの方法といたしまして、この国税、所得税の決定から逆算的に考える、これも妥當な方法だと我々には常に考へておつたわけでありまして、これは今度衆議院のほうで税率を下げるのと共にその規定をお入れになつたのでありまして、我々としてはこれは妥當な規定だと考へております。

○石村幸作君 現行法の百二十二條に罰則が大分載つておるのですが、今度の衆議院の修正案を見ますと、やはり特にこれに追加して二号として、詐欺その他不正の行為云々として三年以下の懲役とかいうものがここに修正されておるのですけれども、現在の現行法にもある以上に又こういう罰則を加える必要があるかどうか。

○説明員(柴田護君) それは今まで入場税は申告納入制度と普通徴収による場合とがあつたわけですが、それに対して遊興飲食税につきましては申告納入制度だけであつたわけではございません。そこで申告納入制度だけの罰則が上つておつたわけでありまして、新しくこのたびは、クラブ等に対して課税することができるといふ規定が入りまして、これに基づいては徴収方法は申告納付の方法であります。つまり徴税令書を出しましてそうして納付するわけでございます。その制度にな

りますとそれに伴ひまして所要の規定を整備する必要があります。入場税の規定に合はしてその点を修正されたものだと考へております。別に罰則を追加したわけではございませんので、その適用になる場合が違ふわけでありまして、今までは特別徴収義務者が遊興飲食税額を徴収して納める制度だけであつたわけですが、ところが、クラブ等におきまして遊興飲食税、クラブの経営者が納めるという條文が入つたわけでございます。その部分につきましては申告納入の制度は現在ありますところの徴収制度というものは適用にならないわけですが、適用できないわけでございます。そこで入場税の場合に準じまして、その場合普通の徴収方法によるという規定が入つたわけでございます。それに伴ひます罰則等につきましても入場税の場合に準じて請求されたものであります。従ひまして全然今まではあつた罰則に新しい罰則が加わつたわけではないのでござい

○石村幸作君 今のはつきりわからなけれども、又研究して見ましよう。そこでもう一、二点お尋ねしたいのですが、この修正案のうちの第十四條の料率の問題ですが、飲食物を條文で法律的に言ふとむずかしいけれども、飲食物を持ち込んだ場合、普通の飲食として飲食税をとると、こういうことですが、これは少し私は苛酷というか妥當でないと思つておると思ふ。○説明員(柴田護君) これは現行法では脱税を誘発する一つの誘因であつたわけでありまして、私も料理屋へ行つて酒を飲んで料理を食べるといふ場合に、酒だけは持つて来たのだ、料理屋

では料理だけを作つてもらつたのだといふことを言うのです。そうすると酒代はかからないといふのです。ところが料理飲食の場合の飲食行為におきましては、酒に關する料金が相当部分を占めておるのです。現行法ではそれが取附けなかつた。それに対してはこの衆議院の修正案では、その部分につきましてもそういう脱税の途を封ずるという規定を置いたわけでありまして、それは遊興飲食税を課することができるということになつております。それは脱税に類するものと考えられますが、酒の場合でも持込料率たる、主として酒でござい

○石村幸作君 今の御答弁の精神はわかるかも知れないけれども、併し法文の上に現れておるように、持込んだもの一切取れるということになると、例えば花見に重箱に料理を詰めてお酒をかついで花見場所の掛茶屋などの飲食店、休み場である飲食店を營業といひして、そういう所へ行つて数時間上つてその持込み料理を食べた、これはやつぱり税金をとれるのです。これは不合理と思ひませんか。○説明員(柴田護君) 法文だけを見ますとおつしやる通りになるかと思ひます。ただ運用の面におきましては、そういう行過ぎた運用は慎みみたいと思ひます。

○石村幸作君 行き過ぎじやなくしてこれは法文のそのまゝなんで、決してそれは行き過ぎじやない。わかりましたよ。これはこれでわかつた。そこでもう一つ、二つさつきも問題になつておつたようですが、百十四條の中の百四以下の非課税点、これが並びにもつばら茶菓云々ですが、この「並びに」から下が問題になると思つておる。その上は学生やなんかの現行法にあるあれですが、そこで「茶菓」といふのが、「又これに類するもの」となつておるが、併し大衆の消費に対して非課税点を作るといふ原則、趣旨でしようが、そうすると先ほどからお話がありました、もつと具体的に大衆に対する温い気持といふところで、ほかの飲食物をこの中に入れたらいいという意見が皆さんあるようでしたが、それがどういふふうな具体的にしたらこれがいいかという点で御意見ちよつと……。

○政府委員(秋田保君) これは「茶菓又はこれに類する」とありますので、例えばそば屋、うどん屋というふうなものをこれに入れるのは、少しこの法文の書き方から無理じやないか。そういう意味からしますと、それははつきりとしてそういうことを書いて法文に書いて頂いたほうがいいんじゃないかと思ひます。殊に考え方といたしましてはお茶やお菓子はどうでもいいようなもの、それを飲んだり食べたりするのに、免税ならば、食事の代りであるうど、そばに当然安いものには非課税にしたほうがいいと、こう考えますとちよつとこの言葉が誤解を起しますので、むしろこれは直して頂いたほうがいいと思ひます。

○石村幸作君 そこで今の御答弁でよ

くわかりましたが、例えば労働者が、勤労者が帰りがけにうどん一杯食べて、そうして焼酎一杯飲んだ、酒になりませんが、こういうのはどんなふうにお思ひになりますか。

○政府委員(萩田保君) そういう例をお上げになりますとそういうことも出て来ると思いますが、現在ございませんでアルコール類は免税からは除外したほうが、いいと考えております。

○石村幸作君 もう一つお伺いしたいが、やはり百十四條の中で、しまいの陸に「又は地域、料金を標準として当該道府県の條例で定めるところによる旅館その他宿泊」こういうふうな「地域、料金」というこの標準といふのはどういふふうに解釈なさいますか。この條文そのままだと、料金と

いうと高い料金の旅館、これは二割だと、普通旅館は一割だが料金の高いのは二割だと、それから地域といふとどういふふうな解釈でいられるか、この條文の上からただ見ると、熱海とか、別府とか、箱根とかのようによも解釈できる。先ほどのどなたかの御答弁に対してでもちよつとそういうふうにとれた点もありますが、これが衆議院における地方行政委員長の本会議の報告、これを見ますとこの点については特殊な旅館と、こういうふう

に説明しております。特殊な旅館といふのはどういふ意味か。それからこの間の場所である衆議院の小委員長が来て、この現由説明のうちに料金、地域その他條例で定める標準によつて定める特殊な旅館、例えば近頃流行の温泉旅館等

の、こつと言つて、これをな別別の言葉で説明すると、花柳街の中に入つてゐる温泉マートの旅館と、こ

意味だと、こつと言つてゐるわけですが、つまり意味はそうかも知れないけれども、條文だけで見るとこれが頗る漠然としてゐるのですが、この標準はど

ういふふうに解釈なさいますか。

○政府委員(萩田保君) この法案を解釈いたしますと、我々の考えにおきましてはやはり地域と言ひますのは温泉とか、遊覧地といふような特殊な地帯、つまり商用とか必要によつて泊る所ではない、遊覧的な場所、料金等も普通の単に一夜の宿を借りるというだけではないで、多少遊覧的な意味に含まれている程度高い料金、こ

ういふ所についてきめたいと思ひます。従いまして必ずしも近頃流行の温泉旅館だけでなく、或る程度いゆる単に商用、実用的な旅館でない遊覧的な旅館といふものをこの第一章に入れたほうが他とのつり合ひからい

いかと考へております。

○石村幸作君 今の御答弁と、衆議院の修正の立案者との意見は食い違つてゐると思ひますし、これはそれでよろしいでしよう。それからもう一つそれに關連して例えば今の料金といふことになると、高い料金、高い旅館と、こ

ういふことになる。そうすると外人のホテルですね。つまり外人でも調和成立後は当然軍人、軍属以外の者は日本人同様に税金が取れるわけなんです

が、今国は外客の誘致、国際観光事業といふことを非常に重きをおいてやつてゐる。併し外国から見て日本の旅行が非常に高くつくといふ問題になつて、いろいろ観光関係者がこれらの調査研究をし、そうしていろいろ外客の誘致に努力してゐるわけなんです

が、外国人もやはり日本人と同じようにどこし取つたほうがいいかどうか、どう考へになりますか。勿論取るの

が、これは当然ですが、ただ外客を誘致するといふ建前からそこに何か考慮をしたほうがいいと思ひになります

かどうかです。

○政府委員(萩田保君) その旅館のうち、いわゆる国際観光ホテルと指定されたものにつきましては、大体さういふ今おつしやいましたような趣旨でこの税は半減したほうがいいだらう。適宜半減の措置を講じたほうがいいだらうといふことをきままして地方に指示して

おります。

○石村幸作君 あと電気ガス税、事業税のことをもう少し話したいのです。が、今いろいろ各關係官庁やそれから委員会あたりから陳情といふか意見の何かがありましたので、それを一通よく調べてあつて……

○高橋進太郎君 石村君の質問に關連しまして私ちよつとお伺ひしたいのですが、先ほど入場税の財源の問題で局長の御答弁では、入場税が半減しても或いは遊興税が半減されても余り減らないのじやないかといふお話があつたのですが、我々も入場税を半分すればその通り半分になる。或いは遊興税も半分すれば半分になるだらうと、こ

ういふ見方はしませんが、手放しで余り減らなだらうといふのでは、非常に地方財源に對する見方が甘いのではないかと。例えば入場税にしてもお話を

のように若干減つたから映画見る観客が増えるだらうと、こ

ういふお話ですが、大抵映画館の実際を見ますとフルに入つてゐる所はいつも一杯入つてゐるのです。従つて入場税が減つたからといつてそれなら非常に見る人

が増えるかといふと、今申上げた通り映画館の実際から見ると入場税が高

い、従つて料金が高くなる故に観客が少い、従つて開催しても入りが悪い、或いはそれなら初めからやらないところをやらないで済ましてゐるといううなところが相当あるやうでござい

ますので、これは税率を下げることによつてその点観客が地方におきましては増える面があると思ひます。これはそれから遊興税につきましては、これは全体的に脱税が多いと言ひますか、相当補填が緩くなつてゐる。この面は税率を下れば相当強化できるのじやないかといふふうに考へております。そこでその収支の見積りにつきましては、お手許にお配りしておきました數字に出しておりますように、大体遊興飲食税につきましても或る程度減収は見えておりますが、これは殆んど税率引下げの分では余り見ておらんわけ

です。

○石村幸作君 今まで、先ほど来電気ガス税やら事業税等に対していろいろ詳細な質疑があつたのですが、ちよつと参考意見を聞きたいのですが、厚生面の医業の、医者ですね。これに對する特別の所得税の軽減とか特別扱い、それから又もう一つ出版業、新聞が今回の修正点に載つてゐるのです

が、これに關連して出版業はどんなふうに見られるか、出版業と申しましては、出版業は相當儲つてゐるところもあるが、社会教育上の出版物、こんなものをどういふふうに見ておられるか。それから医者の場合は、医者も今までは相當よかつたのだが、現在

は例の健康保険、ああいう制度があつて、その収入の実体が把握される、それで目一杯基本數字が出るのです。こ

うい

うようなことを考慮して行くほうがいいか悪いのか、こういうふうな御意見をちよつと聞かして頂きたい。

○政府委員(萩田保君) 先ほどから申しておりますように事業税などにつきましてはこれはやはり全部同じような課税をするのがいい。言い換えれば特殊扱いをするという事はこれはできないだけ避けるべきであるという、全体的にそのような考えであります。従いまして医療等につきましてもいろいろ事情はありましようが、まあ今の程度の差がついておればそれで十分だと思ひます。

それから又出版業等につきまして、先ほど申し上げましたように、そもそも新聞とか放送等の免税ということ自体が適当でないと考えますので、如何なる出版でありましても、やはりこれは免税するとか軽減するということなことは適当でないと考えております。

○石村幸作君 今の御説明の事業税、特別所得税、こういうふうなものは一般に全部の業種別から取る、これは原則として御尤もな意見ですが、併し手を著け始めて非課税やら免税、こういうようなものが続々と出始めると、やはり均衡を保つためにあらゆる業種のことを考慮に入れなければならぬのじやないか。そこで私今二、三点上上げたわけでありませう。

○政府委員(萩田保君) 全くおつしやいます通りでありまして、何か少しでもこの特例ができますと、それに均衡をとつて安いはうに、負けるほうに均衡をとる、これは私どうも税全体がそうなるて来ますとおかしくなつて来るのじやないかという考えがいたします

ので、とにかく例外が出てゐるものはいしたくないにしても、これ以上殖やすということにつきましては根本的に我々としては賛成しかねるわけでございます。

○石村幸作君 又繰返すようですが、今回の改正案に対する修正、これは原則としてどうしても減税案でなければならぬと思ふ。減税するために修正をするのだから、そこで局長の先ほど来の御答弁の、今まで徴税の欠陥があつた、これは悪く言うとも脱税があつた、それさえなくすればもつと殖えるのだ、これは原則として当然なことなんでしょう。従来でも当然なことであつて、やはり修正が事実成立するとしたら、修正案が成立するとしたらどこまでも減税でなきゃならぬであつて、実質的の減税でなければいかんと思ふ。これは高橋君も今言つておりました通り、どこまでもこの立案の精神に關つて、そうして地方の財政措置を講じて頂かなければならぬ。そこへ行くところの法律の裏付けである予算措置等が何らここにないのですが、これは当然近い将来に実現されて頂かなければならぬと思ふ。その精神はどこまでも減税でなければならぬ、こういうふうな方針で今後検討して頂きたい、特に希望いたします。

○委員(長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませうか。

○堀家治君 それじや大臣見えましてからお尋ねいたしますが、或いはこれはこの間から何通も質問があつて、あなたから御答弁があつたことと存じます。若しも重複いたしましたら甚だ恐縮いたしますが、私もちよつと止むを得ない用があつて一週間ほど欠席させていただきます。

で頂きまして、或いは重複したらお許しを願ひたいと思ひます。それは何かと申しますと、この附加価値税の問題であります。当時あなたは大臣でいらつしやいませんでした。一昨年の国会だと思ひます。いわゆる地方税の大改革がシャウブ勅告によつて行われた。その中でも最も大きい問題だつたのはこの附加価値税の創設だつたと思ふのです。当時の御説明によりますと、いわゆる日本の税法はことごとく応能原則に立つてゐる。併し国税は恐らく応能原則でもいだらうけれども、いわゆる地方税は地方住民の福祉を基礎としてやるのだから、これは応益原則でなければならぬ。こういうことが言われまして、私も初心の者でありましたが、当時その説明を聞いて、成るほど尤もである。これはどうしてもその地方の住民が、飽くまでも自分の住居地の土地を賄うのであるから、分相応に負担すべきである。益に應じてこれは負担すべきである。この原則には私も非常に共鳴いたしました。政府の提案を全面的に支持したのであります。従つてそれがその中心になつていながら、通常国会ではこれが否決を見、臨時国会で一年延期として成り立つたものであります。私もどしましては当時この趣旨にも非常に賛成し、續いては與黨といつたしましてもいわゆる税法の改革であつて、応能の上に応益という二原則を立てて国税並びに地方税というものに立派な性格を與えたということに非常に私どもは共鳴し賛成したのであります。ところがその後の諸情勢の結果一年延期され、これは当時一年の延期も或る程度止むを得ないと私も思ひ

ます。当時私は甚だ何でしたが、與黨を代表して賛成演説に立つたのであります。併しこの税法は頗る理想的である、併し非常に画期的のものであるから恐らく日本の国情に直ちに合ふという事は面倒である。併しこれを取り方に修練を重ね、乃至は又住民諸君がこの税法の趣旨をよく理解すれば、初めは少々困難があつても、やがてこれは非常ないい税法として施行されることになるだろうと云うて私は賛成演説をしたことを覚えておるのですが、それが一年延期されて準備もなか／＼整わない。地方税をあの情勢の間に幾條も一挙に改正したのでありますから、なか／＼十分でなかつたと、審議した私どもも認めるのであります。従つてこの画期的な附加価値税が直ちにこれを施行に移すということにも事務当局においてもいろいろ研究その他もあつて間に合わないということも思つたのであります。併しそれが一年延期され又今度も延期される、こういうことである。当時私は事業税に対しては大きい矛盾を感じて、これはあなたは御承知になりませうか。これはあなたに御承知になりませうか。丁度私仰せ付かつて政務次官をしておつたとき、そこに萩田君がおるので、よくわかるのですが、いわゆる配電会社の税金の問題、赤字であるからと云うてこれは一切税金を負担しない。そこに萩田君がおられるので御承知と思うのであります。併し、赤字であるからと云うてこれは一切税金を負担しない。東横北海道の上川村のごときは底金は約十億円、上川村の村ですが、殆んど税金がないために疲弊困難に陥つて、その村長は地方財政委

員会に出かけて来て、何とかこれを救済してほしいと云つて、それでいろいろの當時事務当局が折衝して、僅かに七十万円、百六十万円ほしいといふやつを漸く七十万円か七十五万円もらつてけりをつけた。こういう税法によつて、いわゆる国法であるから、当然赤字であらうと負担すべきものである。而もこれは原価計算に組入れることができるのであるといふことから、私も多少事業を営む立場から、これは尤もである、その半面に事業税というものがあつて、これは応益原則となつてゐる。利益のある者は皆負担する、利益のない赤字会社はなんぼその土地の御迷惑になつても一文も地方税を負担しない、こういう矛盾があつたので、私はこの税法に賛成したのであります。ところが一年の延期は、これはいたしかたございませうが、今又ここに延期するといふことでありまして、先ほど御説明の說明書を拝見しますと、この附加価値税を一年延期するといふことについては何らの御説明がないようであります。この点についてあなたの御所見をばつきりと承わつておきたいと思ひてあります。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。

附加価値税は御承知の通り理論的には非常にいい税法でございます。我々これを政府として提案いたしました。これが地方において行われますならばいろいろよい結果が出て来る、こういう考えでおつたのでございませうが、その間にいろいろ変化が参りました。先ず第一に新しい税の種目でございますから、その準備がなか／＼でき

て頂きまして、或いは重複したらお許しを願ひたいと思ひます。それは何かと申しますと、この附加価値税の問題であります。当時あなたは大臣でいらつしやいませんでした。一昨年の国会だと思ひます。いわゆる地方税の大改革がシャウブ勅告によつて行われた。その中でも最も大きい問題だつたのはこの附加価値税の創設だつたと思ふのです。当時の御説明によりますと、いわゆる日本の税法はことごとく応能原則に立つてゐる。併し国税は恐らく応能原則でもいだらうけれども、いわゆる地方税は地方住民の福祉を基礎としてやるのだから、これは応益原則でなければならぬ。こういうことが言われまして、私も初心の者でありましたが、当時その説明を聞いて、成るほど尤もである。これはどうしてもその地方の住民が、飽くまでも自分の住居地の土地を賄うのであるから、分相応に負担すべきである。益に應じてこれは負担すべきである。この原則には私も非常に共鳴いたしました。政府の提案を全面的に支持したのであります。従つてそれがその中心になつていながら、通常国会ではこれが否決を見、臨時国会で一年延期として成り立つたものであります。私もどしましては当時この趣旨にも非常に賛成し、續いては與黨といつたしましてもいわゆる税法の改革であつて、応能の上に応益という二原則を立てて国税並びに地方税というものに立派な性格を與えたということに非常に私どもは共鳴し賛成したのであります。ところがその後の諸情勢の結果一年延期され、これは当時一年の延期も或る程度止むを得ないと私も思ひ

ない、これは無論財政委員会並びに自治庁といつても、地方の税務当局に対していろいろ指導なんかをしまして、研修もしましてやつて参つたのでありますが、全く画期的な税法なものでございますからこれが十分の徹底が行かない、これは徴税の方面でこれが行かないといふのは我々として至らぬところとお實めになつてもいたし方ないと思ひますが、併しながらこれを受入れるところの事業家などにおいてどうも理解が足りないのです。これは啓蒙運動をよくしなければならぬといふので、時日が非常に延びましたのですが、そうしてあります間に財界に大変な變動が起きました、あれを若し実施いたしますならば、税の負担について実施の前と後において非常なる變化が起きて来る。それでは因るからというふうな財界の反對論が相当きつて出て来まして、そこへ持つて来まして昨年の秋以来、政府といつては中央地方を通じていろいろ行政事務の簡素化をやつて行かなければならぬ、こういうふうな場面に達しました。彼此勘案いたしますと、財界方面においてこの税を即座に実施するといふことに對して納税の均衡を失するといふことが先ず第一の非常な重大なる輿論の反對のありますこと、それから政府のほうからいたしますと、即ち地方公共団体のほうからいたしますといふと、これを徴税する準備がまだ十分整つていないといふこと、もう一つはこれを徴税するにつきては相當の人員を都道府県に増加しなければならぬ、こういうふうな情勢を来たして参りましたのですから、これはもう少し財界方面の啓蒙運動もしなければなりません、急激な大きな變化の出て来ないような情勢を見届けたい上、同時に人を今増して、むずかしい混乱を起しながら徴税に苦勞するといふこともどうかと思ひます。それからもう一つは、この附加価値税になりまうといふと、非常に徴税が減るといふことになりまう。徴税は無論いい税でありまうならば減つて行つても一向差支はないのでございまして、けれども、地方財政が非常に困つておりますときに、地方の公共団体が人を増して徴税したものが減るといふことで、只今の地方財政に對して実情に合はぬ。こういうことでもう一延ばして頂きまして情勢の變化を待つ、こういうふうなわけで、今度一応もう一年延期して頂きたい、こういう結果になつたわけでありまして、税そのものといつたしましてはこれは非常にいい税だと思つております。若しすべての條件がうまく充足しますれば、来年から実行して然るべきものと私は考へております。

○堀末治君 今の大臣の御意見であな

たの御意見はよくわかるのですが、い

なればなりません、急激な大きな變化の出て来ないような情勢を見届けたい上、同時に人を今増して、むずかしい混乱を起しながら徴税に苦勞するといふこともどうかと思ひます。それからもう一つは、この附加価値税になりまうといふと、非常に徴税が減るといふことになりまう。徴税は無論いい税でありまうならば減つて行つても一向差支はないのでございまして、けれども、地方財政が非常に困つておりますときに、地方の公共団体が人を増して徴税したものが減るといふことで、只今の地方財政に對して実情に合はぬ。こういうことでもう一延ばして頂きまして情勢の變化を待つ、こういうふうなわけで、今度一応もう一年延期して頂きたい、こういう結果になつたわけでありまして、税そのものといつたしましてはこれは非常にいい税だと思つております。若しすべての條件がうまく充足しますれば、来年から実行して然るべきものと私は考へております。

○堀末治君 今の大臣の御意見であな

たの御意見はよくわかるのですが、い

税収が減るといふことにはならない、かように思ひます。まあいづれにいたしましても今のあなたの御説明から私の受ける感じは、いい税だから、折角創設した税だからこれを飽くまでも啓蒙運動においてやるというはつきりした御決意があるのか、だから、延ばして、そのうちに熱が冷めたらこれをやめてしまおうといふ、こういうふうな下心があるようにも、甚だ失礼ですが、どうも窺われるのですが、やるのかやらないのか、やめるのかやめるといふ御決意があるならこの機会にはつきり聞かして頂きませんか、この税を非常に私は熱意を以て支持した関係もありまうから、この附加価値税といふものに對して根本的は考え方を變へなければならぬ。私は今でも直ちに実行するほうがよからうといふ観点に立つておるのではありません、これはアメリカの話をしようですが、奥野君あたりは現にお調べになつた通り、昨年参りまして、いわゆる物件税を取られることは私アメリカに行つて聞いた。ワシントンの予算局に行つて説明を求めたときに、これはなか／＼初めは非常に面倒な税で、脱税も多かつたが、併し七十幾名かの監督官において啓蒙運動をやつて、監督を厳重にして、非常にこれはいい税収になつて、四十八州中我々の聞いたところではすでに二十八州にこれが行われた。ワシントンの収入も九千九百万ドルのうち千五百万ドルこれによつて賄つてゐる。こういうことを私も聞いて来たのであります、が、そういうふうなことで、これがいいといふことで折角あれどもみにもみ抜いて国会を通過しておるのでありますから、これは政府としてはどこ

までもこれを行ふという熱意がないといふと、輿論の我々としては甚だ迷惑である。真鍮にやつて、潰境に立つて野次倒されながらもこの税法を支持してやつた。そして今になつて政府がやるのかやらないのかわけがわからなくなつてしまふ態度をとつたのでは、何のために我々があのとき熱心にやつたか、少し自分自身もおかしくなるといふような感じもするのであります。それで私は是非これをやることを希望する。とてもアメリカのような工合のいいわけには行かないでしようが、併し本當にこれをやるほうがいいといふあなたの御決心があるならば、何かそこに方法が生み出されるのではないだらうか、こういうふうな思ひます。

ただいゆる財界の反對があるから、財界で反對しておるのは赤字の会社である。なぜあの人がこの税法に反對するのだらうかと、私不思議に思つた人が今日合間に列しておる人があります。本當に當時あの人が自分の事業に合してをろばんを取つてみたか、全事業を本當に考へてこの事業税に反對したかといふことに對しては私は大きな疑問を持つておる。私も事業家の一人でありますから、當時附加価値税といふものを自分の事業等に合していろいろ／＼研究もし、それから事業税について研究してみたのであります。が、今日事業税はあなたの言われる通り、要するに資本の蓄積をしなければならぬ、資本の蓄積のために儲けたのが大部分事業税や固定資産税に取られてしまふ。勿論固定資産税は私も賛成したほうなんですから差支えございせんが、事業税はこの財界の變動期に骨を折つて儲けた会社だけが今言つた

通り庶民原則で負担するならばさほど不公平なことはない、こういうふうな考へ方をしておるから、日本の事業界は相変らずこんな貧弱な状況なんです。ドイツあたりに比べ非常に遅々とした復元状態である。政府が断固としてこういういい措置がとれるにもかかわらずとらないからこういう大きな過ちを来たしておると、私はかように思ふのであります。さうなことでございまして、ただあなたのようにさうやわらかい言葉でなく、やるならやるといふ、やらないならやらないといふことを私どもにはつきりわかるようにもう少し明瞭におつしやつて頂きたいと思ひますが、如何でございませうか。

○國務大臣(岡野清素君) お答え申し上げます。

お説至極御尤もであります。これは極く実情を申し上げますれば、昨年の七月以来財界に變動が起きました、そして普通に通商を進んでおります税法でもなか／＼非常に困難な立場にありました。若し納税者の立場から申しまして、この附加価値税を昨年の秋あたりの感じで、これを実行いたしますといふと、財界の變動をもつと深刻にしなければならぬといふ経済的な心配もあつたのでございまして。でございましてから私は今度一年延期して頂くといふことにいたしました。が、来年の四月一日から必ず実行する、こういう決心でこの税法を一年と限つて延期して頂いたのであります。が、決心はちつともやつておりませんから御承知を願ひたいと思ひます。

○堀末治君 幸いにあなたがさういふ御決意があれば、私も非常に力強く思うのであります、然らば一体これを

第三部 地方行政委員会會議録第四十四号 昭和二十七年六月三日 【参議院】

一五

来年から実行するというための準備をどういうふうに進められておるか、その準備の進め方、啓蒙運動について一つあなたから伺つても結構ですが、事務当局から一つお聞きしたいと思います。

○国務大臣(岡野清彦君) 啓蒙運動につきましては無論これは御承知の通り陳情者がたくさんございます。そういうような陳情者に対して我々並びに事務当局が十分納得の行くような説明をしながら、同時に徴税のほうの研究は事務当局のほうでいたしております。

○国務大臣(岡野清彦君) お説の通りでございます。その主義を徹底しまして、そうしてもう少し弾力性のある税源を地方に與えて、今のうちに赤字赤字で毎年平衡交付金の問題で問題を起すようなことがなくなるようにや

つて行きたいと思ひます。

○堀末治君 もう少し伺ひますが、この中で最後に、又全般的に私はもう一つお尋ねしますが、いわゆる百三十二億の今度の税法改正によつて常時収入減が出る。それに対して酒の消費税又はたばこの消費税を創設する、止むを得ない場合に平衡交付金の増額によつてやる、こういうことになつておりますが、この酒の消費税並びにたばこの消費税の創設の問題について、今どう

いうふうな折衝その他になつておりますか。

○国務大臣(岡野清彦君) 衆議院で修正になりました地方税法の改正案につきましては、本年度五十一億くらい足りないようです。平年度におきまして百三十億足りない。それに対してはただ財源措置は政府では考へておりません。先般大蔵大臣と協議しまして、これが国会を通過いたしますというこ

ろ、それは地方財政として最も寒心に堪えない。そうでなくとも只今赤字で、又財政窮乏のときでありますので心配しておる次第であります。ただ私といたしましては、御承知の通りに地方財政は附加価値税を取りますにつきましても、税を続けて行きますにつきましても、一方に財界の變動がなくて、何とかしなければならぬ情勢に立ち至つておるのでございます。でございますから今回地方制度調査会という会を設置して頂きますように設置法を出しておりますが、その設置法によりまして私は先ず……無論神戸委員会、都道府県市町村の事務を合理的に最も能率的に、又地方の自治が確立するように早く再配分してしまふ、これに併行いたしまして、その事務の再配分につきまして、地方税並びに地方税と国税との調整、又それを併せまして平衡交付金の根本的のことも考えまして、地方の財政に対しては先ず地方制度調査会でも重点を置いた研究題目として今後の地方の税制を直して行きたいと、こう考へております。でございますから私といたしましては、事業税が取れなくなるようなときには附加価値税も無論取れなくなるだろうと、こう思ひます。でございますから附加価値税を取るとか事業税を続けて行くとか何とかいう問題でなく、地方の財政をもう少し強固なものにして、赤字とかいふような声を地方から聞かないように早く制度を確立して行きたいと、こう考へておる次第であります。その場合に又私はその研究の結果が実現されると考へております。そのために制度調査会の設置法を早く国会で御承

認をお願いしたいと念願しておる次第であります。

○堀末治君 大体御趣旨はわかりましたが、あの附加価値税存置で言葉は尽きておるのでありますが、なおもう一遍甚だ駄目を押すようでございますけれども、そうしますと大臣のお考えでは、いわゆる地方税では応酬原則ばかりでなく、応酬原則を飽くまでも堅持して応酬、応酬と両方に持つて行くという御趣旨においてはあなたの考へは変わりませんか。

○国務大臣(岡野清彦君) お説の通りでございます。その主義を徹底しまして、そうしてもう少し弾力性のある税源を地方に與えて、今のうちに赤字赤字で毎年平衡交付金の問題で問題を起すようなことがなくなるようにや

つたのでありますが、正しくその通りだと思ひます。であなたの説では、財界の見通しがつかないといふことですが、これはつかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

がございませぬ、つかないけれども、方

とになりますれば、何とか財源措置をしなければならぬと思つておりますが、只今のところまだそこまで話が進んでおりませんが、併しこれだけ税収が減るわけではございませんから、どうしても財源を見付けなければなりません。そのときにはやはりたばこの消費税とか又は専売益金とかいうものを還元するとかいうようなことも一つの方法であるように考えられておりますが、併し私はもう少し根本的に新らしく選付税でなしに、地方が独自でやつて行ける税はないかと、こう考えております。それにつきましてはいろいろ説もございまして、こういうことを申し上げますと又非常な反響を受けるかと思ひますけれども、国鉄とか専売公社とか何とかという独立採算制をとつておる方面から相当な、普通の私企業が持つておると同じまでは行かなくとも、大体釣合ひのとれたような徴収を捻り出したこれは最も公平じやないかという考えを持つておる次第でございます。併しこれには相当私に對する、その意見に對しては反對論がございしますから、これを押通すにはなかなか困難と思ひますが、併し私は酒、たばこの消費税を還付するとか何とかいう方法も一つの方法であると考えますけれども、根本精神から申しますれば、もと／＼私の信念をいたしましては、たとえ國との關係が非常に密接なものであつても、私企業に似たようなところの独立採算制をとつておるそういう方面から適当に税金を取るといふことのほうが一番合理的じやないかという考え方はまだ捨てておりませんので、その方面に努力いたしたいと存するのであります。

○堀末治君 今の大臣の御答弁、私頗る満足するのでありますが、私はどつちかというところと國鉄課税論のほうであります。同時に専売公社のごときも当然これは課税すべきものなりというところを常に強く主張しておるのであります。然らばあなたがそういうお考えをお示しになつておつて、特に今度要するにこの改正修正案の趣旨説明の中に、新聞事業、民間放送その他について今言われた通り……多少非課税にしよ、これは今の御議論から言つて矛盾いたしませんですか。とにかく要するに私は今言われた通り、國鉄に課税する、専売公社でも当然課税すべきであるという、これはもうどなたからでも議論があるところですが、要するに一般の民衆の負担は多くなるといふけれども、國鉄に乗る者も國民の全部じやない、たばこをのむのも日本人の半分にも充たない者がのんでおる。そういうことでありますから、当然これは課税してもよいと思つておるんですが、どうもそういう点において、これは或いは政府の提案でないかも知れないけれども、矛盾がここにあるのは、これは私は納得が行きませんが、そうするとあなたはこれには御賛成で、要するにこの修正案を通して欲しいというおつもりか、それとも俺は賛成しないから、要するに参議院独自の見解によつて適当にやれといふ御意見ですか、それをはつきりさして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) 衆議院で議員提出で修正されて、又その修正案の理由の説明として、又それらの條項は皆議員のおかたのお考えによつてお出しになつておるのであります、私は全面的に賛成をしておるわけではございません。けれどもこれは政府といたしましては、国会でお作りになるものに対して政府が干渉するわけにも参りませんし、御耐することでもできません。でございしますからもう組上の鯉のごとく御自由にお料理下さつて、そうして料理された通りに私は刺身として食われて行く、こういうことでございしますから、若し参議院で又御名案がございまして、これは御自由にお料理下さつて結構だと思ひます。

○堀末治君 もう一遍しつこいようであります。あなたが、あなたはどちらのほうか御賛成ですか。肚はどちらですか。成るべく修正してもらつてほしいとか、乃至は衆議院の出したことからそのほうがいいというおつもりか、さつぱらにここで述べを願ひたい。問題は明日この修正をまとめようという段階に來ておるんですから、そこで一つあなたにこれはちよつと質問というよりも、むしろ御相談かたがたのような形になりますか、如何でございしますか、御遠慮なしにおつしやつて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清素君) これは政府の立場をいたしましては、そういう意見を申述べることは国会の議事に干渉することになりすから、私の意見は差し控へさして頂きたいと思ひます。

○岡本愛祐君 通産省のほうから政府委員が來ておるでしようか。

○委員(西郷吉之助君) 本間政務次官が來ておられます。

○岡本愛祐君 電気ガス税についてお尋ねしたと思ひます。御承知の通り衆議院におきまして政府提案の地方税法中一部を改正する法律案について修正をして参りました。その中で電気ガス税を免するものを数種又附加して來たのであります。そこで御承知の通り税というものは余り高過ぎは困る、と同時に高くても平均がとれておれば皆の公平感から半棒しますが、一方が非常に割がいい、一方が非常に割が悪いということになりますと非常に不公平が起るのではありません。そこで参議院におきましてはその均衡がとれておるかどうかということをご各事業について見ているのであります。今度の衆議院の修正について、あなたはもうこれは行過ぎである、これはもういふのが足りないといふものがあるればお述べを願ひたいと思ひます。地方財政委員会の意見も聞きました。地方財政委員会の意見はこういうことであります。物価統制の撤廃に伴つて現行の非課税規定はすでにその創設当初の意義を失つておるのであり、且つ現に多額の収益を挙げ、高率配当を行なつておるものにまでその価格の引下げを求めるともななく、更に非課税品目の追加を行ふことは適當でない、こう言つており、仮に非課税品目の追加を行ふ必要があるとしても、修正案中、原価中において電気料金の占める割合が極めて低い、五割以下というようなことがあつたのですが、そういうアルミナとか苛性ソーダとか硫酸とか合成繊維及びその主原料は削減すべきである、こういう意見を、これは衆議院にも出したそうですが、参議院にも出して述べたのであります。参議院のほうとしましては陳情が各事業からありまして、是非とも衆議院はこういう修正をするならば、それに漏れた碎木バルブ

とかニッケル、それは是非加えてくれというような陳情が当委員会についてあるのではありませんが、そういう点について通商産業省としての御意見を述べて頂きたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) お答えいたします。通産省といたしましては御承知のように産業をあくまでお守り立場からいたしまして、できるだけ産業上には御指摘の税をかけないで欲しいという実は立場をとつて來たわけでございますが、なか／＼もう参りませんので、地方税法案が出ておりました当時から重要産業につきましては免税の措置がとられておるわけでございます。併しいろいろの事業或いは製作状況を勘案いたしまして、重要基礎資材でありますとか、それから先ほど御指摘もありましたのでございしますが、見方によりましていち／＼進みかとも思ひますが、コストの中で電気料金の割合の比較的高いもの等、これは一つ是非重要産業として免税の措置をとつて欲しいという実は主張をいたして参つたわけでございますが、地方財政委員会のほうとも御承知のようですが、只今御指摘下さいました衆議院の修正案と、従来私どものほうで重要産業の免税措置の中に加えて欲しいという主張をしておりました品目は、只今御指摘がございました通りニッケル地金と碎木バルブが漏れておるだけでございします。従ひまして私どものほうはこれらも加えて欲しいという実は主張をいたしておつたわけでございます。ニッケル地金のほうはコストに占める割合を勘案せられまして、又碎木バルブにつきましては税収入関係などもご

ざいまして、衆議院の修正には落ちておりませんが、大体私どものほうではこの二つを加えた品目について免税の措置をとつて欲しいという主張を今まで続けて来ておられるわけでありま

○岡本愛祐君（本問俊一君） そういたしますと地方財政委員会のほうに主張はさることながら、衆議院の修正をして附加されて来た事業等のほかにニッケル地金と碎木パルプを加えれば、それで大体平均がとれる、且つこれら事業のうちにも不公平はない、こういうふうに通商産業省では考えておられるのか、この点はつきりお答えを願いたい。

○政府委員（本問俊一君） 先ほども申し上げたのですが、私どものほうにはニッケル地金と碎木パルプを加えた品目を免税措置をとつて欲しいということを主張いたしました上で、できますならばそういうふうにして頂ければ、私どものほうの主張と一致するわけでございますので、そういうふう

○岡本愛祐君（本問俊一君） では念のためお尋ねしておきますが、衆議院で附加されて来た事業の中に、あなたのほうから地方財政委員会にほうへ出されないので、衆議院で独自に加えたものがありはしないか、あればつきりそれをお答え願いたいと思ひます。

○政府委員（本問俊一君） 私の説明がちよつと不足いたしておつたのでございますが、合成繊維は衆議院が独自に加えたものでございます。

○岡本愛祐君（本問俊一君） 合成繊維だけですね。

○政府委員（本問俊一君） 合成繊維だけでござい

金を加えたほうが公平である、こういうつもりでこの原案を出したになつたと、こう了解していいですか。

○政府委員（本問俊一君） 私どものほうは只今御指摘のありました通り、実は合成繊維のほうは除いておつたのでござい

○原虎一君（本問俊一君） これは御承知であらうと思ひますが、新聞用の原料でござい

○委員（西郷吉之助君） その他に御質問ござい

○政府委員（本問俊一君） お答え申し上げます。御承知のように電気料金は御指摘のように非常に複雑な制度になつておりまして、私どもといたしましては、できるだけ産業の重要度に鑑みま

いたしておるわけでありましたが、使用いたしました、払います電気料金に対して何パーセント、こういう課税の仕方になつておりますから、実際は御指摘のようになっておるかと思ひます

○原虎一君（本問俊一君） 先ほどもちよつと申し上げたのでござい

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 私どもがこ

○政府委員（本問俊一君） 私どもがこ

コストに占める割合の高いものは免税措置を従来もお願いしておつたわけ

○原虎一君（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○原虎一君（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

○政府委員（本問俊一君） 例のグラインダーを使つて砥石を使つて行くものじやないかと

立てて助成法をきめておるわけであり
ますから、実はその関係を考慮して
ニツケル地金ということになつたので
ございしますが、フエロ・ニツケルも或
いは業界のほうからそういう希望があ
ろうかと思ひますが、これもいろいろ
な会社によりましては相当やろうとい
うような計画になつておりますので、
見通しをいたしましては今の生産より
も相当殖えるというように私は聞いて
おるのであります。

○岡本愛祐君 それで私のお尋ねして
おるのは、まあどうなるかわかりませ
んが、ここで審議の結果、そのニツケ
ルを附けなかつた、免税のうちに附加
えるとすればフエロ・ニツケルも附加
えなければバランスがとれないのです
かどうか、或いはそれは別物であ
るか、ニツケルは免税になり、フエ
ロ・ニツケルは免税にならなくても釣
合がとれるのかどうか、それを伺つて
おるのであります。

○政府委員(本間俊一君) お答えを申
上げますが、これは見方によりまして
と思ひますが、フエロ・ニツケルを附
加えて頂きましても、何と申します
か、非常に権衡を失うというようなこ
とはないと思ひますが。

○岡本愛祐君 もう一つついでに伺つ
ておきますが、余り念を押すようです
けれども、先ほど御説明のあつた中
で、衆議院で審議されたときに、ほか
のほうと一緒に碎木パルプもニツケル
地金もお出しになつただけけれども、
ニツケル地金のほうはどういう理由で
向うが採用しなかつたのか、それから
碎木パルプは非常に電気に響くという
関係でと聞いておりましたが、その点

もう一度はつきりお答え願つておきま
す。

○政府委員(本間俊一君) お答えいた
しますが、ニツケル地金のほうは何と
申しますか、コストに占める割合が比
較的低いという見解で除かれたように
私どもは聞いております。それから碎
木パルプのほうはお話にもありました
ように相当な税収もありますので、そ
の点を考慮して除いた、こういうふう
に私どもは聞いております。

○岡本愛祐君 そうしますとニツケル
地金を作るのについて電気の料金の占
める割合は何%ですか。

○政府委員(本間俊一君) 大体一・
九%というふうに私どもは聞いており
ます。

○岡本愛祐君 碎木パルプは……。

○政府委員(本間俊一君) これはコスト
に占めます割合は約一〇%。

○委員長(西郷吉之助君) それではほ
かに御質疑がございせんか……。そ
れでは明日の午後の委員会、ぐらいい
も各党派の修正案をまとめて行きた
いと思ひます。「どうぞ」と呼ぶ者あ
り。

それでは本日はこの程度で散会いた
します。明日は午前十時から開会いた
します。

午後四時三十九分散会

昭和二十七年十月三十日印刷

昭和二十七年十月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局